

(令和3. 7. 19)

令和3年度実務協議会（夏季）

出席者名簿

1 協議員

前橋地方裁判所長	齊藤啓	昭彦
大津地方・家庭裁判所長	富田一裕	二治
福井地方・家庭裁判所長	村野慎	裕道
山口地方・家庭裁判所長	杉山隆	代吉
松江地方・家庭裁判所長	西田正	光弘
長崎地方・家庭裁判所長	大久保	道子
那覇家庭裁判所長	藤田久	代吉
盛岡地方・家庭裁判所長	佐々久	宗弘
函館地方・家庭裁判所長	佐木健	昭子
旭川地方・家庭裁判所長	鈴木正	昭子
大阪地方裁判所判事	長瀬敬	子博
大阪地方・家庭裁判所堺支部長	浜木瀬	和伸
福岡地方・家庭裁判所小倉支部長	松本藤	興
東京高等裁判所事務局長	石井	

計 14 人

2 参列員

最高裁判所長官	大谷直	人慎宣
最高裁判所事務総長	中村慎	之記也
最高裁判所事務総局審議官	染谷武	宣記也
最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長	大須賀寛弘	治司
最高裁判所事務総局情報政策課長	杜下寺厚	
最高裁判所事務総局総務局長	小野寺	
最高裁判所事務総局人事局長	徳岡本	
最高裁判所事務総局経理局長	氏	

最高裁判所事務総局刑事局長
最高裁判所事務総局家庭局長

吉手 崎嶋 佳弥
あさみ

計 1.0 人

3 司法研修所

所 事務局長 長長 笠井 之彦
事務局長 一 場 康 宏

計 2 人

合計 26 人

令和3年度実務協議会（夏季）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容					
			11:00	11:45	11:45	13:00	16:00	16:00
7	19	月	司事 研務 所總 長長 挨拶	12:00	協議	協 議		座 談 会

令和3年7月19日開催、実務協議会（夏季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」



目次【運用改善編】

- 1 民事訴訟手続のIT化について
- 2 地方裁判所の民事事件について
 - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
 - (2) 民事訴訟の審理運営の改善
 - (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し
- 3 簡易裁判所の民事事件について
 - (1) 民事訴訟
 - (2) 民事調停
 - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 4 倒産事件について
 - (1) 事務処理の合理化等
 - (2) 管財人等の育成
- 5 民事執行事件について
 - (1) 不動産執行の改善
 - (2) 執行官をめぐる状況
- 6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について
- 7 労働関係事件について
 - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 労働審判員に対する研修の実施
 - (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
 - (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
 - (5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続
- 8 知的財産権関係事件について
 - (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
 - (2) 国際交流・情報発信
 - (3) ビジネス・コート

(注1) 民事局所管事件に関する統計データ及び運用改善・法改正に関する議論の詳細等は、J-NETポータルの「民事情報データベース」(ミンフォ)に掲載しています。

(注2) 行政局所管事件(行政事件、国家賠償事件、労働関係事件及び知的財産権関係事件)に関する統計データ及び各種資料等については、J-NETポータルの「行政・労働・知財情報データベース」(G-desk)に掲載しています。

1 民事訴訟手続のIT化について

民事訴訟手続のIT化については、平成30年3月30日に、内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が報告書として取りまとめられています。この報告書では、訴訟記録の全面的な電子化を前提とした民事訴訟手続の全面IT化を目指すこととされています。具体的には、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議等の導入、拡大等）、e事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指して必要な取組を進めていくものとされ、「3つのe」の実現は、①現行法の下で実施することのできるウェブ会議等を活用した争点整理の運用（フェーズ1）、②法改正によって直ちに実現することのできる運用（フェーズ2）、③システムの開発や導入などを経て初めて実現することができる訴訟記録の電子化等の運用（フェーズ3）という3つの段階に分けて、順次新たな運用を開始していくことが相当であるとされています。

この報告書の内容も踏まえて、裁判所では民事訴訟手続のIT化に向けた取組を進めており、フェーズ1に関しては、令和2年2月から知財高裁及び高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁で、5月から地裁本庁5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始され、12月からはその他の地裁本庁37庁にも運用が拡大されました。今後は、地裁の支部において、令和4年2月から同年7月にかけて順次運用を開始する予定であり、これらの庁における運用状況も踏まえながら、高裁等への拡大についても検討していく予定です。

民事訴訟法等の改正を要するフェーズ2及びフェーズ3に関しては、平成30年7月に、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、民事訴訟手続を全面的にIT化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等が行われ、令和元年12月に報告書が取りまとめられました。令和2年2月には、法務大臣から法制審議会に対して民事訴訟手続のIT化に向けた民事訴訟制度の見直しに関する諮問がされ、6月から、民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議が続けられており、令和3年2月に「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、この

中間試案に対してパブリックコメントが実施されて、各裁判所の意見を取りまとめたものを先般法務省に回答したところです。今後、令和4年中の関係法律の改正を目指して、調査審議が進められる予定です。

また、現行法下でのIT化の取組として、令和3年度中の一部の庁での運用開始を目標とし、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「m i n t s（ミンツ）」）の開発と、関連する最高裁判所規則の立案を進めており、甲府地裁本庁及び大津地裁本庁において、令和4年5月頃から運用開始（令和4年2月から試行運用開始）する予定です。

民事訴訟手続のIT化は、現在のプラクティスに単にITツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えています。そのためには、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要です。全国の下級裁判所に設置した検討体（PT）には、IT化後の審理運営について本格的に検討し、実践する役割を担っていただいている。令和7年度には、フェーズ3の開始が見込まれるところであり、残された時間はそれほどありません。庁を上げて引き続き活発な議論等が行われるよう、よろしくお取り計らいください。

2 地方裁判所の民事事件について

(1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は、平成22年以降減少傾向が続き、平成25年以降おおむね横ばいに推移した後、平成30年以降も若干減少傾向にあります。また、既済事件の平均審理期間は、平成22年以降、長期化傾向が続いており、実質的に争いのある事件では、特に争点・証拠整理手続の期間が長期化しています。

ところで、近時は、社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の关心と期待は高まっています。それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、判断理由の当事者及び社会に対する説得力の更なる向上や合理的な

期間内での解決を求める声が強くなっているところです。

(2) 民事訴訟の審理運営の改善

民事訴訟の審理については、上記のとおり、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）が長期化する傾向にあります。その原因としては、事件の複雑困難化や弁護士の急激な増加等による裁判の扱い手の変化も挙げられて来ましたが、弁護士や高裁から、争点・証拠整理や人証調べ、和解等の実情に関して厳しい指摘もあることに照らすと、裁判所も、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現する上で果たすべき役割を十分に果たすことができているかを自ら振り返ってみる必要があると思われます。

こうした審理判断の課題を前提として、協議会等における議論を踏まえると、裁判の質の更なる向上を図るために、部の内外でのコミュニケーションや議論を通じて、争点中心型の審理の基本的な在り方及びその前提となる争点・証拠整理の目的、手法とは何かについて改めて裁判官の間で議論を行い、一人一人の裁判官が、担当する事件の処理の枠を超えて、審理運営の在り方を含む様々な課題を共有し、改善策を模索することが必要かつ有効と考えられます。

加えて、争点中心型の審理を実現するためには、事案の終局判断を見据えつつ争点・証拠整理の過程において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、証拠（書証）にも照らしながら早期に争点を絞り込み、争点の軽重や判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うこと等が重要です。とりわけ、前記のとおりIT化の取組が進む中で、その前提となる審理運営の改善は急務です。その具体的取組として、現行の民事訴訟法や同規則を最大限活用し、あるいはそれを前提に運用上の工夫を行うことが有用であると思われます。もとより、審理運営上の手法は、各裁判官の個性や個々の事件の特性に応じて使い分けられるべきものですが、どのような規定を活用していくことが考えられるか、あるいはどのような実務上の工夫等が考えられるかについては、各部・各庁において、争点整理の基本的な在り方についての議論を踏まえて、具体的に意見交換をしていくことが期待されます。そ

の結果、有用であろうと思われるものを失敗を恐れず実践し、当事者の反応を含めてその結果を分析しつつ、更なる改善を加えたり、別のアプローチを試みたりすることによって、採り得る選択肢を増やしていくなどすることが、現行法下での審理運営の改善の取組につながるものと考えられます。

また、合議の充実・活用等により部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させ、裁判官の間で民事訴訟の審理運営について議論を深める取組も、着実な定着を図る必要があります。この点については、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」に詳しいので、御参照ください。

(3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し

民事訴訟手続のIT化を契機に、民事訴訟の在り方全体の抜本的な見直しを図る必要があると考えられることは前記のとおりです。IT化を見据えた充実した審理運営の実現に向けた議論においては、上記(2)の取組のほか、フェーズ1の運用の開始等を契機として多様化した審理運営の手法についての選択肢（当事者が期日に出頭して争点整理を行うという従前の手法に加えて、①双方当事者が裁判所に出頭せずにウェブ会議等により争点整理を進めたり、②一定の期間は準備書面等の交換のみにより争点整理を進め、必要に応じて期日や協議の場を指定して口頭議論を行ったりするなど）を事案等に応じてどのタイミングでどのように組み合わせながら進行し、主張及び証拠の重要性にメリハリをつけていくか、そのような中でITツールをどのように活用するのが効果的かなどの点について、自由かつ柔軟な思考で様々な試行錯誤を加えることが期待されます。

そして、この取組は、他庁の検討状況も確認しながら、継続的に活発に行っていくことが有効であると思われるため、令和2年3月から月1回のペースで、ウェブ会議を活用し、庁を超えて全国で意見交換を行う意見交換会が開催されています。

以上のような取組への主体的、積極的な関与を促すためには、所長が、部総括を中心とした各裁判官に対し、上からの押し付けにならないような形で、審理期間も含めた裁判の質の更なる向上が必要であることや、IT化の

機会をとらえて上記のような取組を行うことが有効であり民事裁判官のやりがいにもつながることについての理解を得られるよう、各部の実情を踏まえつつ、地道に働き掛けを行うとともに、庁としての継続的な検討を支援するなどして取組を後押しすることが重要であると考えられます。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟の新受件数は、平成27年以降、微増傾向が続いている状態にあります。また、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加しているため、簡易裁判所の民事訴訟における審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。少額の紛争を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所が、民事訴訟法上の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることは当然として、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

特に、新受件数の増加傾向及び審理期間の長期化が顕著な交通損害賠償訴訟については、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデルを実務に定着させるため、各庁において具体的な取組を継続的に進める必要があります。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いているところ、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。各庁においては、近年、公正かつ合理的な解決を求める利用者のニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められているところですが、民事調停は、公正かつ合理的

な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられることから、機能強化の取組においても、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、これらの幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、調停運営を支えるに足りる調停委員を安定的に確保していくため、その任命や育成の在り方についての積極的な取組が必要です。特に、調停委員の育成については、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）だけでなく、研修の充実も必要であり、各地の調停協会とも連携した研修の企画立案が重要です。さらに、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるようになるためには、潜在的な利用者の動向等を踏まえ、紛争に巻き込まれた人々が相談を持ち込む窓口の担当者等に、民事調停の制度やその特長・利点を周知するなど、効果的な広報を展開することが求められています。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

上記のとおり、現在、簡易裁判所においては、事件の困難化等に対応して、いかに紛争解決機能の向上を図っていくかが課題となっていますが、これに対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることによってこそ、大きな成果を得られるものと考えられます。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、平成29年以降、増加傾向が続いていましたが、令和2年は減少に転じ、平均処理期間についても、ほぼ横ばいとなっています

す。

また、再生事件の新受件数は、通常再生事件については平成20年以降、減少傾向にありましたが、令和元年には歯止めがかかりました。個人再生事件は平成27年以降、増加傾向にあり、特に平成30年までは毎年10%を超える割合で増加していました。開始決定までの平均処理期間については、個人再生事件がその事件増に伴って長期化しているものの、全体としてはおむね順調な事件処理状況がうかがわれます。

このように、破産事件や再生事件の処理状況は、全般的に比較的良好な状況にあるといえますが、新型コロナウイルス感染症の影響については予断を許しません。

したがって、事件動向を適時・適切に把握するとともに、一層の事件増に備えて、各倒産事件における各種の事務の最適化に向けた見直しを図る必要があるものと考えられます。

(2) 管財人等の育成

上記のとおり、破産事件の新受件数の増加傾向は落ち着いているものの、破産管財人の選任率は高い水準を維持しています。今後の事件増の可能性や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

なお、破産管財人等の選定に公正性と公平性が求められることはいうまでもなく、万が一にも裁判所の選定が不当に偏っているとの誤解を受けぬよう、選定の適正には常に留意することが求められます。

5 民事執行事件について

(1) 不動産執行の改善

不動産執行事件の新受件数は、平成22年度以降減少しています。平均審

理期間は全国平均で9.4か月となっており、売却率は全国平均で約80パーセントと高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は価額や処理期間の面で利用しにくいという意見もあり、このような利用者の意見を踏まえつつ、より迅速で質の高い運用を不斷に追求していくことが求められています。こうした観点から、価額の面では、平成29年度の協議会において、競売市場修正率の見直しについて議論され、各庁の取組や効果についての紹介がされました。また、処理期間の面では、民事執行法改正により暴力団排除の制度が設けられ、そのままでは処理期間の長期化が避けられないことから、平成30年度の協議会及び令和元年度の事務打合せにおいて、そのことも踏まえて処理期間を短縮するための取組等の協議が行われました。

今後、より一層の質の高い事件処理を実現するために、現況調査報告書、評価書及び物件明細書の作成期間の短縮、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）の設定、警察への調査嘱託事務の合理化などの迅速化に向けた更なる運用改善に取り組む余地がないか、売却基準価額と売却代金額との乖離率が高い状況に照らして競売市場修正率の見直しをする必要はないかなど、環境変化を踏まえて運用変更の要否について、柔軟に検討していくことが必要であると考えられます。

(2) 執行官をめぐる状況

ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時もそうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視

も利きにくい状況になっています。さらには、外部採用者が増加しており、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方、執行不能で終局する事例が多いことから、その実効性を高めることが強く求められています。このような中で、民事執行法等の一部が改正され、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化と国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しが行われたことからすると、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようになるための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるよう仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方を巡って様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多府係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の4割前後を

占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が顕著な増加を示しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

7 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因を背景として、裁判所に申し立てられる事件数は高水準で推移しており、その内容も複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の令和2年の新受件数は、いずれも過去最高となりました。また、新型コロナウイルス感染症を背景とした労働関係事件が増加するとの指摘もあり、今後もその動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成20年以降、未済件数が年々増加し、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平成30年以降、平均審理期間が長期化する傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、裁判所全体として労働関係事件の紛争解決能力を高めていくことが喫緊の課題であり、そのためには、審理運営のためのプラクティスを部や庁を超えて共有するとともに、弁護士に対してもプラクティスを踏まえた訴訟活動をしてもらうための働き掛けを適切に行っていくなど、各庁の実情に応じて一層の取組を進めていく必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催

されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

(5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続

労働審判手続については、テレビ会議の活用を図るために周知の取組が各庁で行われてきたところですが、令和2年12月から、全ての地方裁判所本庁において、ウェブ会議の方法により労働審判手続の期日を行うことも可能となりました。ウェブ会議等の利用に当たっては当事者の意向を十分に聴取していただく必要がありますが、当事者の利便性の向上等に資するものであることに加え、当事者が裁判所に出頭するために移動したり、直接会ったりせずに労働審判を実施できるという面もあります。

8 知的財産権関係事件について

(1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね

500件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にあります。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、国際知財司法シンポジウムを開催しています。

また、知財高裁ウェブサイトを中心として知財訴訟の判決（判決全文又は要旨の英訳を含む。）等を公表するなど、各種情報の発信を行っています。

(3) ビジネス・コート

令和4年頃には、東京高地裁中目黒分室（仮称）に、知財高裁や東京地裁の知財部等、ビジネス関係の訴訟や倒産事件を専門的に扱う部門を集約して移転する計画であり、準備を進めています。

目 次【立法・法改正編】

- 1 民事関係の法改正等について
 - (1) 民事執行法等改正の動向
 - (2) 所有者不明土地問題に関する動向
 - (3) 会社法改正の動向
 - (4) 公益信託法改正の動向
 - (5) 消費者関係法の見直しに関する動向
 - (6) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向
 - (7) 仲裁法制の見直しに関する動向
 - (8) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）の改正の動向
 - (9) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
 - (10) その他
- 2 国家賠償事件に関する法改正について
 - (1) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向
 - (2) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向
- 3 労働法関係の法改正等について
 - (1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備の動向
 - (2) 解雇無効時の金銭救済制度に関する動向
- 4 知的財産権関係の法改正について
 - (1) 特許法改正の動向
 - (2) 著作権法改正の動向

1 民事関係の法改正等について

(1) 民事執行法等改正の動向

①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し等を内容とする「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されています（ただし、①のうち債務者の不動産に係る情報取得手続の規定は、令和3年5月1日から適用されています。）。

(2) 所有者不明土地問題に関する動向

所有者不明土地に関する問題については、平成30年6月に公表された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が令和2年7月に改定され、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題について令和2年度中できるだけ速やかに必要となる法案を提出するという方針等が示されました。

この基本方針を踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行されています。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされました。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」は、令和2年11月1日から全ての規定が施行されています。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられました。

さらに、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布されました。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、登記名義人の死

亡等の事実の公示その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手続が設けられました。上記各法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されています。

(3) 会社法改正の動向

「会社法の一部を改正する法律」は、一部の規定を除き、令和3年3月1日から施行されています。

その主な改正項目は、株主総会に関する規律の見直し、取締役等に関する規律の見直し、社債の管理等に関する規律の見直し等です。

(4) 公益信託法改正の動向

法制審議会信託法部会における調査・審議を経て、令和元年2月14日の法制審議会総会において要綱が決定され、法務大臣に答申されました。

その主な改正項目は、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官序制の廃止であり、民事非訟事件として、受託者及び信託管理人の選任・解任、信託の変更命令等の信託法上の手続と同様の手続が設けられる見込みです。

(5) 消費者関係法の見直しに関する動向

消費者契約法に関しては、平成30年改正における衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、更なる改正の検討が行われており、令和元年9月に消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会において報告書が取りまとめられ、同年12月からは消費者契約に関する検討会において調査・審議が行われています。同検討会においては、いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する取

消權、オンライン取引における消費者保護に関する規律等の実体法上の規律のほか、「平均的な損害の額」（消費者契約法9条1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律が検討事項とされています。

消費者裁判手続特例法に関しては、令和3年3月から、「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」において検討が行われています。同検討会においては、同法の運用状況を踏まえつつ、特定適格消費者団体の活動の実効性向上のための方策や、共通義務確認の訴えを提起することができる事案の範囲等が検討事項とされています。

(6) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会において調査・審議が行われています。

(7) 仲裁法制の見直しに関する動向

令和2年9月に開催された法制審議会において、仲裁法等の見直し等について諮問がされ、法制審議会仲裁法制部会は、①国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の平成18年改正（暫定保全措置に関する規律の改正等）への対応を念頭に置いた仲裁法の見直し、②調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設、③民事調停事件の管轄の見直しを内容とする中間試案を取りまとめ、令和3年3月から5月にかけて、中間試案に対するパブリックコメントが実施されました。試案に対して寄せられた意見を踏まえて、引き続き同部会において調査・審議が行われています。

(8) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）の改正の動向

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律は、令和3年4月28日に公布されました。同法律は、①新たな裁判手続の創設及び②開示請求を行うことができる範囲の見直しを主たる改正事項としています。①については、現

行法下で、第一段階として、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）事業者に対して「発信者情報開示仮処分」の申立てを行い、発信者のIPアドレス等の開示を受けた後に、第二段階として、開示されたIPアドレスにより特定される通信事業者に対して「発信者情報開示請求」の訴訟を提起して発信者の氏名・住所の開示を受けるという手続の流れが典型的であったところ、SNS事業者及び通信事業者に対する手続を一体的な非訟手続として整備し、迅速な発信者の特定を可能とすることを目指すものです。また、②については、現行法では解釈に委ねられていたSNS等へのログイン時等の情報についても開示対象とするものです。

改正法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において政令で定める日から施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されています。

(9) 証拠収集法制等の見直しに関する動向

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において検討が行われています。同研究会においては、犯罪・DV等の被害者と加害者との間の民事訴訟において、被害者特定事項が加害者側に知られない仕組みを創設するため、訴状における被害者特定事項の秘匿措置や、相手方当事者における訴訟記録の閲覧等の制限に関する規律等につき、論点の整理が行われています。今後は、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しなどが検討される予定となっています。

(10) その他

上記のほか、民法（成年年齢の引下げ）の改正法の施行も令和4年4月1日に予定されています。

2 国家賠償事件に関する法改正について

(1) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限を令和9年3月31日まで延長すること等を内容とする「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」が、令和3年6月18日に公布され、同日から施行されています。

(2) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向

令和3年5月17日に言い渡された建設アスベスト訴訟の最高裁判決等において国のが認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対して給付金等を支給することを内容とする「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が、令和3年6月16日に公布されました（一部の規定を除き、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

3 労働法関係の法改正等について

(1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備の動向

平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は段階的に施行されているところ、令和3年4月1日から、中小企業にも、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正に係る改正規定等が施行されています。

(2) 解雇無効時の金銭救済制度に関する動向

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に関する法技術的論点に関する検討会」が開催されています。

4 知的財産権関係の法改正について

(1) 特許法改正の動向

知財高裁、東京地裁及び大阪地裁における特許権侵害訴訟等において、当事者の申立てにより、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般に対してその審理に必要な事項について意見を求め、当該意見を当事者が証拠に活用できる制度（第三者意見募集制度）の創設等を含む「特許法等の一部を改正する法律」が令和3年5月21日に公布されました（同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

(2) 著作権法改正の動向

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護を目的とした「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」については、令和3年1月1日から全ての規律が施行されて

います。

主な改正項目は、①リーチサイト（侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト）対策、②侵害コンテンツのダウンロード違法化、③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大です。

令和3年度実務協議会（夏季）

事前配布資料

刑事裁判最前線



1 裁判員裁判について

(1) 現状

裁判員制度は、施行後10年以上の実績を重ねる中で、我が国における刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきています。

裁判員制度の円滑な運営を支えてきた重要な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力です。裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続いていました。出席率については、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施されたことなどもあり、平成30年以降、改善傾向が見られます。また、辞退率についても、改善の兆しが見られます。

このように、裁判員裁判は、これまでのところ、国民の理解と協力の下でおおむね順調に運営されてきたと評価されています。しかし、運営する側の裁判所としては、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要があります。

(2) 裁判員との実質的協働、公判前整理手続の在り方

裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになりました。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的かつ法的観点を踏まえた意見を述べられる環境が整えられつつあります。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きいといえます。

もっとも、これまで以上に裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組むとともに、それらの事例を蓄積・共有した上で、裁判員裁判の運営や判断の在り方全般についての検討が行われています。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、引き続き、法曹三者との間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどにより改善を図る必要があります。これらの課題に取り組むためには、裁判官同士の議論はもとより、法曹三者による意見交換や協議について、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待されます。

(3) 裁判員の負担への配慮、裁判員の安全確保

裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に高い、遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という観点も踏まえて証拠の必要性等を吟味するという意識の下、判断されるようになりました。すなわち、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まったものです。

また、裁判員の安全確保については、講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところです。もっとも、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられませんが、そのような場合には、裁判部とは異なる視点や情報の蓄積を持つ事務局とも連携することで、多角的に検討した上で対応する必要があることを常日頃から意識しておく必要があります。

(4) 国民の理解と協力を得るための取組

裁判員制度に対する国民の理解と協力は裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものであり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではありません。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下においては、感染

防止策を徹底するなどの工夫をして、裁判員が安心して安全に参加できる環境を整える必要があります。このような対応に限らず、裁判官や裁判員経験者が参加する出張講義等の広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けるとともに、広報活動等を通じ、様々なチャンネルを通じて地域社会との接点を持ち、その実情等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かしていくことが求められます。

(5) 控訴審及び裁判員裁判非対象事件の審理の在り方

裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、裁判員裁判対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものです。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられています。また、裁判員裁判非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを単に形式的に採り入れて運用するというのではなく、そのプラクティスの目的や実質に照らして、具体的な事案に応じた運用の在り方を模索することが必要です。

2 その他の刑事裁判について

(1) 適正な通訳の確保のための取組

ア 現状

近年、いわゆる要通訳事件の数は高い水準で推移しています。また、出入国管理及び難民認定法の一部改正により新たな在留資格が創設されたことから、要通訳事件が増加する可能性があります。このような中で、裁判所としては、法廷通訳に対する社会の関心の高さに対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳人の質の確保に関する取組を継続する必要があります。

イ 裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現

刑事公判において適正な通訳を確保するためには、特に第一審において訴訟関係人が通訳に適した尋問を実践するなど訴訟活動において配慮を行い、裁判官も同様の観点から適切な訴訟指揮を行うことが必須であり、法曹三者の中での配慮の在り方についての理解が共有されるよう、裁判所からも適切な働き掛けを行うことが必要です。これまで、適正な通訳を行うために裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等について、通訳人経験者に対するヒアリング結果等を基に取りまとめて提供し、司法研修所の研究会でも議論がされたところです。勉強会を開催して法曹三者と通訳人とで意見交換するといった取組も各地で行われており、こうした取組の継続が強く期待されます。

ウ 通訳人の数の確保

通訳人候補者名簿データベース（以下「DB」といいます。）は、裁判所に係属する全ての事件で利用できるものであり、その登録者数の更なる充実が必要です。その方策として、DBへの登録が未了の通訳人を選任した場合、当該通訳人が適性を備えているときは、登録に必要な手続を教示するなどして、積極的に登録を促すことが有益であり、こうした運用を定着させる必要があります。また、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組が複数の庁で行われています。さらに、通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働き掛けを行うことによって通訳人候補者を拡充することが有益であることから、令和2年10月、その具体的な方法を紹介したところです。今後も、このような取組を通じて、各庁において積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれます。

エ 通訳の質の確保

毎年、多数の通訳人候補者を対象に、法廷通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているところです。

また、DBへの登録希望者の面接について、令和2年6月から、希望者の

通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらうという運用が全国で実施されています。

(2) 令状処理に係る取組

保釈請求等、被告人の身柄に関する判断については、社会的な関心が高いところです。これまでも、司法研修所における研究会や各庁における議論の場において令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同士が議論を重ねてきたところですが、一昨年来保釈中の被告人の逃走事案が相次いで発生したことを受け、令和2年1月から2月にかけて行われた刑事事件担当裁判官協議会以降、逃亡防止の判断についてよりきめ細かな検討を行う必要があるとして、保釈保証金を含む逃亡防止を担保するための保釈条件の在り方や、当事者双方と十分な意見交換を行うことにより、保釈条件を設定するために必要な情報を適切に把握することなどの審査手続の在り方等について議論を重ねてきました。こうした議論を、同協議会や司法研修所の研究会で行った上、各庁でその結果を還元し、さらに、具体的な事例を踏まえて、逃亡防止に関する議論と実践を繰り返していくところです。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

なお、令和2年2月に開催された法制審議会総会において、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備に関する諮問（諮問第110号）がされ、同年6月から、刑事法（逃走防止関係）部会において、①保釈中・勾留執行停止中の被告人の逃亡を防止するための方策、②判決宣告後の被告人の逃亡を防止するための方策、③確定した裁判の執行を確保するための方策について調査・審議が行われています。

(3) 性犯罪及び被害者に係る取組

性犯罪や被害者問題に対する社会の関心は引き続き高い状況にあり、これまでも、司法研修所において性犯罪を含む被害者に関する研究会を実施し、事実認定や手続における課題のほか、被害者配慮の在り方等についても議論を行ってきています。

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されているところ、同法律の国会審議の過程で、衆議院及び参議院の各法務委員会において、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。同附帯決議以降、毎年、司法研修所における研究会等で性犯罪被害をテーマとして取り上げています（なお、平成30年3月には、それまでの司法研修所の研究会における専門家の講演録等を取りまとめた「性犯罪被害者の心理等に関する参考資料（刑事裁判資料第291号）」を各庁に配布しています。）。また、各高等裁判所で毎年開催されている「犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会」においても、同附帯決議以降、各庁で、性犯罪被害者本人を講師として迎えるなどの取組がされています。

同改正法は、附則9条において、性犯罪における被害の実情、改正後の施行状況等を勘案して施策の在り方について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとすると定められています。その検討の一環として、法務省において、性犯罪に関する刑事法検討会が開催され、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方、地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方及び性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方など刑事実体法に関する論点のほか、司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方など刑事手続法についても議論がされ、令和3年5月に報告書が取りまとめられました。これを受けて、今後、法務省において、性犯罪に係る刑事法に関する施策の在り方に

ついて更なる検討が行われる予定です。

また、同検討会における論点の一つとして掲げられていた、起訴状等における被害者の氏名等の秘匿の在り方については、法務省において、別途、法改正に向けた具体的な検討を加速して行うこととされていましたが、令和3年5月に開催された法制審議会総会において、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する諮問がされ、同年6月から、刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会において調査・審議が行われています。

裁判所としても、法改正の動向を注視しつつ、引き続き必要な取組を続けていくことが望まれます。

(4) 刑事手続のIT化

近時の社会経済情勢の変化、特に、ITの急速な発展や社会における普及状況等を踏まえ、国民の裁判手続のIT化に対する期待も高まっているところであります。このような社会のすう勢からすれば、刑事手続についても、IT化の実現に向けた検討をしていくことが必要と考えられ、令和3年3月、法務省に「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が設置され、捜査段階である令状手続に限らず、公判を含めた刑事手続全般を対象として、IT化に向けた検討が開始され、令和3年度末を目処に検討の取りまとめを行うこととされています。

もとより、質の高い裁判の実現を目指すためにも、刑事手続の事務処理の在り方について不斷の見直しを図っていく必要があります。今後は、ITを活用するという視点からも検討を進めていくことが考えられます。政府における検討に関しては、そのスピード感を意識しつつ、裁判所として適切に対応していく必要がありますが、裁判官においても、政府における検討状況を注視しながら、ITを活用した場合の事務処理の在り方の検討も行っていくことが期待されます。その検討に当たっては、J・NETポータルの刑事情報データベース（ケ

イフォ）の関連記事を参照して下さい。

3 おわりに ～ 裁判部と事務局等との連携

個別の裁判事務であっても、裁判所全体の事務に関わるものや社会的な影響の大きいものも少なくなく、裁判官としては、社会の動きに常に関心を持つとともに、裁判官同士でよく議論をし、事務局とも連携して対応することが求められます。

例えば、裁判所庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねません。このような事態が生じないようにするためにには、日頃から裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれるようにしておく必要があります。

また、個別の裁判における感染症に対する対応策や警備の問題のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もあるということを念頭に置き、個々の事件処理を行うことも重要な思われます。

以上

(令和3年7月)
令和3年度実務協議会（夏季）資料

家庭裁判所の現状と課題



最高裁判所事務総局家庭局

はじめに

家庭裁判所は、家庭や家族に係る紛争や、少年の非行について、その背後にある原因を探りながら、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づき、昭和24年1月1日に創設された。

その基本的役割は創設から70年余を経ても変わることはないが、社会状況や価値観の変化の中で、家庭裁判所に求められる具体的な役割もまた変化してきており、家庭裁判所は、その変化を踏まえつつ、上記の理念の実現に向けて的確に対応していくことが求められている。

本資料は、こうした家庭裁判所の現状及び課題をコンパクトにまとめたものである。

家庭裁判所は今年で創設70周年を迎えます。その間の歩みの中で、裁判所に持ち込まれる事件には常にその時々の社会経済情勢や人々の家族観・価値観が反映されてきましたが、近時における家族や社会の在りようの変化にはとりわけ目を見張るものがあり、家事事件は、当事者間の対立が先鋭化するなどして解決が困難な事案が増えてきています。少年事件においても、調査や処遇判断に困難を覚える事件が少なくありません。また、こうした変化に伴い、家庭裁判所が社会で果たすべき役割も、それに応じて大きく変わりつつあります。成年後見制度については、成年後見制度利用促進基本計画を受けて、市町村をはじめとする関係機関との間で連携に向けた協議が進められています。裁判所としては、引き続き個々の事件処理における運用の改善に向けた努力を尽くしていく一方で、計画の目指す地域連携ネットワークの構築に向けて、関係機関とも協力していかなければなりません。各職種がそれぞれの果たすべき役割を改めて検討し、関係機関との連携を強化するなどして、家庭裁判所としての機能を一層充実させていくことが求められます。

(平成31年最高裁判所長官「新年のことば」より)

第1 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

令和2年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受給件数は110万5,383件であり、この10年間で約36%増となっている。このうち家事審判事件は92万6,830件（10年間で約46%増）、家事調停事件は13万0,937件（同約5%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

（1）家事審判事件の概況

家事審判事件の約9.8%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いている。特に成年後見関係事件の増加が著しい。他方、別表第二審判事件の新受件数については、平成25年以降、おむね緩やかな減少傾向にあったが、令和2年は、2万0,376件と増加（前年比約6%増）している。

（2）家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成19年から平成24年まではおむね増加傾向にあったが、平成25年以降、おむね緩やかな減少傾向にある。

（3）人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

（4）子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29年は12件、平成30年は27件、平成31年（令和元年）は16件、令和2年は18件であった。

2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、令和2年は、5万1,485人（前年比約9%減、10年間で約68%減）となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、令和2年は2万2,257人（前年比約9%減）となった。これは、10年前と比べると約6.1%減少したことになる。また、同様に一般事件も減少しており、

令和2年は2万9,228人（前年比約9%減）となった。一方、凶悪犯（殺人、放火、強盗及び強制性交等）は、平成24年から平成29年までは減少傾向にあったが、平成30年に一旦増加に転じた後、令和2年は524人（同約2.9%増）となった。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第2 家事事件関係

1 家事法の下における家事事件の処理に關し運用上検討すべき事項

(1) 家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

(2) 家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能の強化を実現するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、この取組を庁として継続していくことが肝要と考えられる。このような観点から、協議会等においては、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられてきており、家裁においては、関係職種間の連携を一

スとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸透しつつある。

今後は、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、個別具体的な事件の中でどのように実践していくのかといった視点で検討を深めていくことも重要であり、離婚調停事件や子の監護に関する事件など、裁判官のリーダーシップと関係職種との連携が強く求められる複雑困難な事件類型を意識しながら、更に取組を進めていくことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からは、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情聴取及び調整を行う従前の調停の在り方をそのまま維持することは難しくなっており、調停手続の利点を生かしつつ利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続の在り方を検討・模索していく必要がある。そして、むしろこの機会にこそ、従前のやり方に囚われず、調停の本質・利点に立ち戻り、これから時代の当事者のニーズに適う調停運営の在り方を積極的に考え実践していくことが必要かつ可能であり、またそのような必要性を関係職種（調停委員を含む。）も含めて共有しやすい環境になっているのではないかとも考えられる。そこで、家庭局は、各庁から知恵を結集・共有し、具体的な運営改善に生かし、つなげていく観点から、令和2年5月以降に、各庁の検討結果についての情報提供を受け、同年8月にそれを取りまとめたものを各庁に還元した。また、同年11月には、司法研修所及び裁判所職員総合研修所で合同実施された「家事基本・専門研究会2（面会交流）及び家事実務研究会」において本取組に関する協議が行われ、同研究会の成果も踏まえて各庁で検討・実践が行われ、令和3年1月から2月にかけて開催された家事事件担当裁判官等協議会においても本取組が協議事項として採り上げられ、各庁における検討・取組の状況や、その中で見えてきた課題及びこれに対する具体的な克服策の実践例等を共有した上で、協議を行った。さらに、本年5月に開催された調停委員協議会でも採り上げられ、実際に調停運営を行う調停委員の視点からの率直な受け止めを確認するとともに、調停の基本的価値を損なうことなく、合理的かつ充実した事情聴取・調整を実現するために調停委員が果たすべき役割等について協議を行った。今後、本取組の更なる実践の本格化が期待され、本取組は、調停運営の在るべき姿を目指して検討・実践と検証、修正を繰り返していく長期的な取組となることが想定されている。

(3) 家事法の運用上の諸問題

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調

停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところである。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

2. 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し

（1）後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和2年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約24万1,000人に上っている（令和元年12月末日時点は約23万3,000人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は令和7年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が取り入れられたが、引き続き、新たな監督手法の定着に向けた取組を進めていく必要がある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を軸として継承していくことが課題である。

（2）外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」には、家庭局長も委員に任せられ、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）について盛り込むべき事項について議論が重ねられ、政府は、平成29年3月に基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められている。

制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、成年後見制度で利用する診断書の在り方、本人の生活状況等を踏まえた適切な後見人の選任、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められる。また、裁判所内部における取組のみならず、地域社会全体で後見人を支援することのできる環境整備、とりわけ、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上保護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体が行政の取組に積極的に関与し、連携していくことが重要と考えられる。

この問題は関係機関等との間の協議・運営を必要とする重要課題として司法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって府全体で取組を進めていく必要があることから、平成29年度以降、毎年最高裁において後見関係事件事務打合せを開催しており、令和2年度も7月に同打合せを開催した。同打合せにおいては、①中核機関等の整備及び機能充実に向けた地方自治体等との連携、②基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方、③後見人等の報酬の在り方などについて意見交換等を行った。

前記②及び③に関しては、家庭局と日弁連等の専門職団体との間で、継続的に協議を重ねている。基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方については家庭局と専門職団体との間で認識の共有に至り、報酬付与の在り方については専門職団体からの意見を踏まえ、各家裁において今後の運用について具体的な検討を行うことについての理解を得て、各家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を平成31年1月に発出した。また、家庭局と専門職団体との間で、親族後見人に対する支援という観点から後見監督人に期待される役割についても、今後の検討の基本となる考え方方がおおむね共有されたので、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和元年8月に発出した。さらに、家庭局と専門職団体との間で、保佐人及び補助人に期待される主要な事務について、検討のたたき台となる考え方方が共有され、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和3年1月に発出した。現在、各家裁において、これらの書簡を参考として、親族後見人支援を中心とした後見人や後見監督人の選任の運用等についての検討を進めるとともに、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するとい

う考え方に基づき、大規模庁における検討状況を参考としながら、新たな報酬算定の考え方や、外部に公表する報酬額のめやすの在り方について検討が進められている。

令和元年度は、基本計画の対象期間である5か年の中間年度に当たることから、専門家会議において、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われ、令和2年3月、「成年後見制度利用推進基本計画に係る中間検証報告書」（以下「中間検証報告書」という。）が取りまとめられた。

令和3年度は、基本計画の対象期間である5か年の最終年度であり、基本計画における施策の達成状況や次期計画における目標についての最終報告書が令和4年3月頃に取りまとめられる予定である。

このような状況も踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた地方自治体等における実践的な検討や取組が進められることが予想される中、家裁も地方自治体や専門職団体等の外部機関と十分に連携し、促進法、基本計画及び中間検証報告書の趣旨を踏まえて、家裁に求められている役割を果たしていくことが求められる。

成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、平成31年4月から、新たに「本人情報シート」を導入した。

(3) 不正防止に関する取組

令和2年1月から12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は186件、被害総額は約7億9,000万円で、平成27年をピークに減少し続けているものの（平成31年1月から令和元年12月までに報告された不正事案は201件、被害総額は約11億2,000万円）、なお社会的に許容される水準とはいがたい状況にある。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から令和2年12月末日までの間に、2万7,257件が契約締結に至っており、支部・出張所における利用件数も徐々に伸びできている。

さらに、基本計画の閣議決定を受けて、一部の地域金融機関において、後見制度支援預貯金の取扱いが開始された。同預貯金を取り扱う金融機関は徐々に増えており、平成3.0年1月から令和2年12月末日までの間に3,522件が契約締結に至っている。今後は、同預貯金を取り扱う金融機関が更に増加することが予想される。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のような不正防止効果のある金融商品について、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

(4) 財産管理事件の処理について

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、令和2年には2万3,617件となり、10年間で約1.5倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調してきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

管理終了に向けた計画的な清算手続に関するものとして、相続財産管理事件における不動産の国庫帰属について、財務省理財局が、令和2年12月に、法律上国庫帰属すべき不動産に関する事務の具体的な取り扱いを示すとともに、国庫帰属財産の円滑な引継ぎの実現のために、各財務局等において関係機関との協力体制の構築に努めるよう各財務局に周知する通達を発出している。

平成3.0年11月（一部の規定については令和元年6月）から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行されている。同法には、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるとときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められている。今後、国の行政機関の長等からの財産管理人選任事件の申立てが増加することが予想されるところであり、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて17年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える

状態となっていたが、平成24年以降は、9,700件前後で推移しているところ、令和2年12月末時点では、再び1万件を超えている。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和2年の平均審理期間は13.8月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和2年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも審理期間は約4.5月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成23年は14.4月、令和2年は17.7月）、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成23年は9.9月、令和2年は12.1月）を直視した上で、その原因分析及び対応策の検討が重要であると考えられる。

4 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

5 最近の立法の動向について

（近時成立した法律について）

（1）児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月に施行された。

この改正により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県

に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

また、この改正法の附則第4条において、政府は、施行後3年を目処として、改正後の法律の施行状況等を勘案し、改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたことなどを受け、令和2年9月から、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会が厚生労働省主催で開催され、令和3年4月に取りまとめがされた。現在、厚生労働省、法務省及び最高裁といった関係省庁等において、一時保護の開始の判断についての新たな司法審査の導入に向けた様々な観点からの検討が行われている。

(2) 成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行される。

家事事件において、成年年齢引下げ後に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。

(3) 執行法制の見直し

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が、令和元年5月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律のうち国際的な子の返還の強制執行に関するものの主な内容は、①間接強制の前置に関する規律の見直し、②債務者の審尋に関する規律の見直し、③子と債務者の同時存在に関する規律の見直し、④債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し、⑤子の身の配慮に関する規律の新設である。民事執行法については、国際的な子の返還の強制執行と同内容の規定が設けられた。

法改正を受けて、民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則等の一部が改正された。

養育費の履行確保については、この法律により、債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、養育費の権利者も、法務局から不動産に関する情報を(令和3年5月から)、金融機関等から預貯金債権情報を、

市町村等から給与債権情報を、それぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなった。なお、養育費不払い問題については、近時、社会的、政治的な関心がますます高まっており、政府や与党に養育費不払い解消に向けた複数の検討体が設けられ、現在も、裁判手続に関するものを含め、運用改善や制度の見直しについて様々な議論がされている。法務省の有識者会議では、運用改善事項について令和2年9月に中間取りまとめが公表されており、同年12月には制度的在り方についての取りまとめも公表されている（いずれも各家裁に周知済み）。ここで取り上げられた論点については、引き続き、後記(9)の法制審議会民法（家族法）部会においても、調査・審議が見込まれる。

(4) 成年被後見人等の権利制限（欠格事由）の見直し

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、条文によって施行日が異なり、令和元年6月14日、同年9月14日、同年12月1日、同月14日に分かれて施行された。

この法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人を資格、職種、営業許可等から一律に排除する規定について、これを削除したり、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）を整備したりすることなどを内容としている。

また、会社法並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における取締役等の欠格条項が削除されるなどの規定が設けられた会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和元年12月に成立し、公布された。これらの法律は、一部の規定を除いて、令和3年3月1日から施行された。

(5) 特別養子縁組制度の改正

特別養子縁組制度の改正を内容とする民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続に係る規律の見直しである。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(6) 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律が、令和2年12月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和3年3月11日に施行された（第3章の規定は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行される。）。

この法律の内容は、生殖補助医療の提供等に關し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講すべき措置について規定するとともに、第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に關し、民法の特例を規定するものである。

裁判実務に影響のある事項としては、第3章に、女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懷胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすることが明示された（第9条）ほか、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懷胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない（第10条）旨が規定されている。

⑦ 登記制度・土地所有権の在り方の見直し

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、平成30年11月（一部の規定については令和元年6月）に施行され、土地収用法の特例などとともに、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められた。

また、政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が開始され、平成31年2月に研究会の報告書が取りまとめられた。これを受けて、同月の法制審議会第183回会議において、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み及びこれを円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するために必要な方策について諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において審議が行われた。

令和元年12月の民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案の取りまとめ、令和2年1月から3月にかけてのパブリック・コメント等を経て、令和3年2月、法制審議会第189回会議において要綱の採択及び答申が行われた。要綱には、民法等の見直しとして、財産管理制度、共有制度、遺産分割制度の見直しが盛り込

まれており、これを踏まえた民法・不動産登記法等の改正に関する法案が、同年3月に国会に提出され、同年4月に成立、公布された。

(法案の提出が検討されているものについて)

(8) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われ、令和3年2月に開催された会議において「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。同月から、この中間試案に対するパブリック・コメントが行われた。

(9) 離婚及びこれに関する家族法制の見直し

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも関心が高い状況が続いていること、同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月より、家族法研究会において、離婚後の子の養育の在り方を含む家族法の課題についての議論がされ、令和3年2月に研究会報告書が取りまとめられた。

このうち、養育費の取決めの確保・履行確保については、ひとり親家庭の貧困の問題がコロナ禍により一層深刻化しているとの認識の下、これまで様々な検討体での議論が蓄積され、面会交流についても、子の養

育における重要性に鑑み、様々な議論がされて来ているところである。離婚及びこれに関する家族法制の見直しについては、令和3年2月開催の法制審議会第189回会議において、諮問がされ、同年3月から、法制審議会民法（家族法制）部会において、調査・審議が行われている。

6. 家事事件手続のIT化

令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画について」において、家事事件手続のIT化に関しては、司法府による自律的判断を尊重しつつ、政府において、そのスケジュールを令和2年度中に検討するとされた。これを踏まえ、令和4年度までに一定の結論を得るとのスケジュールが示され、令和3年4月20日からは、公益社団法人商事法務研究会の主催により「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」が開催され、法制面での検討が始まっている。

これを受け、令和3年度は、まずは新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移等を踏まえ、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、家事調停手続の期日でウェブ会議の試行を開始することを目指して検討・準備を進めているところである。

第3 少年事件関係

1. 少年審判の機能の更なる強化、事務処理の在り方の検証・見直し

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられており、家裁としては、少年審判が果たすべき役割を再認識し、その機能を充実・強化する必要がある。

少年審判の機能を十分に發揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要と考えられる。

また、決定書副本を含む社会記録は、執行機関において少年に対する処遇の方針及び計画を策定する上で重要な参考資料となるものであり、保護処分は決定があれば確定を待たずに執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場

合には、遅くとも事件終局後1週間以内に、執行機関に到達するよう送付する必要があることに留意しなければならない。早期送付の意義を再確認し、必要に応じて事務処理の在り方を見直していくことが求められている。

2 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、平成26年6月から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりすることが極めて重要と考えられる。

なお、刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、平成30年6月から被疑者国選弁護人制度の対象事件が拡大されているが、これにより裁量による国選付添人制度と被疑者国選弁護人制度との間で対象事件の範囲が異なることとなつたため、その点に留意して適切な処理を行う必要がある。

3 少年調査票の新たな様式について

家裁調査官が行った社会調査の結果を、より的確に、読み手に分かりやすい形で報告できるよう、令和2年3月に少年調査票の新たな様式を定める通達が発出され、令和3年10月1日から実施される予定である。

令和2年度には、東京家裁と大阪家裁において、新たな様式での少年調査票の記載方法について調査官特別研究が行われ、その結果が全国に還元された。

各庁において、東京家裁及び大阪家裁における調査官特別研究の結果報告も活用して、同通達の実施に向けた準備が進められているところであり、家庭局としては、各庁の状況を確認しつつ、引き続き必要な支援を行っていきたいと考えている。

4 最近の立法作業の動向について

(近時成立した法律について)

少年法等の一部を改正する法律

少年法等の一部を改正する法律が、令和3年5月に成立し、公布された。この法律は、令和4年4月1日から施行される。

本改正法は、18歳及び19歳の者について、少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備した。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯罪の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③

ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。

第4 家裁調査官関係

1. 家裁調査官の役割・機能

(1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担ってきた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官が担うべき役割・機能を改めて検討することが求められている。家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

(2) 家裁調査官の役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及び技法を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の知見及び技法をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されているといえる。これを踏まえて、家裁調査官の中核的な役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

2 今後の課題

多様な職種の職員から成る家裁が、今後も社会の中で適切な役割を果たすためには、家裁に特徴的な職種である家裁調査官が、その役割・機能を十全に発揮するとともに、関係職種において、それに関する共通理解が深まることが重要となるところ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれにに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用して家裁調査官相互

間での議論や関係職種間での意見交換が重ねられ、その成果が日常の調査事務にいかがされていくことによって、家裁調査官による調査事務の質や技量が向上し、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切な家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。現在、各庁においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点も踏まえた調査事務の工夫等についても検討されているが、そのような検討も含め、同資料は、様々な場面で広く活用されることが望まれるものである。

令和2年度の首席家裁調査官が出席する協議会等においては、同資料を基にした協議を通じて、また、同資料を踏まえた調査事務の改善等の取組における具体的な検討を通じて、家裁調査官の役割・機能の認識共有が家裁調査官に関する種々の施策を進めていく上での基盤になるものであることが家裁調査官内部及び関係職種において理解されるとともに、役割・機能を踏まえた実務における実践も見られるようになっている実情が共有された。令和3年度においても、引き続き家裁調査官の役割・機能について更なる認識共有を図ることはもとより、役割・機能について議論した結果を具体的な実務に反映、実践し、裁判官等との相互議論を通じて効果検証を行い、更なる改善につなげていく必要があることが確認されている。

第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮して各職種の専門性や強みを生かしつつ、これらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるという他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き

掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。令和3年1月から2月にかけて開催され、家事調停の運営改善の取組について協議が行われた家事事件担当裁判官等協議会においても、裁判官の役割について、法的観点から紛争解決の軸を提供するとともに、手続全体の進行について大局的な視点から指揮する役割を担っているとの認識が共有された。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、家事調停の運営改善の取組など庁としての運用改善の検討、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、また、各職種の力を結集して庁全体としての事件処理の質の更なる向上に向けて、他の職種を交えた庁内の検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以上

令和3年7月

実務協議会資料目次

経理局

- 資料 1 令和3年度一般会計歳入歳出予算
資料 2 令和3年度一般会計歳出・歳入の構成
資料 3 一般会計歳出の主要経費の推移
資料 4 公債残高の累増
資料 5 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
資料 6 令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について
資料 7 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
資料 8 一般経費の内訳
資料 9 物件費・令和3年度予算額
資料 10 庁舎維持管理等経費の実績額推移
資料 11 裁判所予算額（当初）歴年比較
資料 12 令和2年度予算の概要
資料 13 令和2年度補正予算（第2号）について
資料 14 令和2年度補正予算（第3号）について
資料 15 令和3年度予算について
資料 16 裁判所庁舎現況
資料 17 裁判所の耐震化について
資料 18 令和3年度予算施設関係予算内訳
資料 19 令和2年度補正予算（第3号）施設関係予算内訳
資料 20 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）
資料 21 公共調達における適正な会計事務について（通知）
資料 22 今後の裁判所共済組合について



令和3年度一般会計歳入歳出予算

(単位: 億円)

区分	前年度予算額(当初)(A)	令和3年度予算額(当初)(B)	比較増△減額(B-A)	備考
歳入				
1 租税及印紙収入	635,130	574,480	△ 60,650	
2 その他の収入	65,888	55,647	△ 10,241	
3 公債金	325,562	435,970	110,408	
合計	1,026,580	1,066,097	39,517	
歳出				
1 国債費	233,515	237,588	4,072	
2 地方交付税交付金等	158,093	159,489	1,396	
3 一般歳出	634,972	669,020	34,049	
合計	1,026,580	1,066,097	39,517	

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

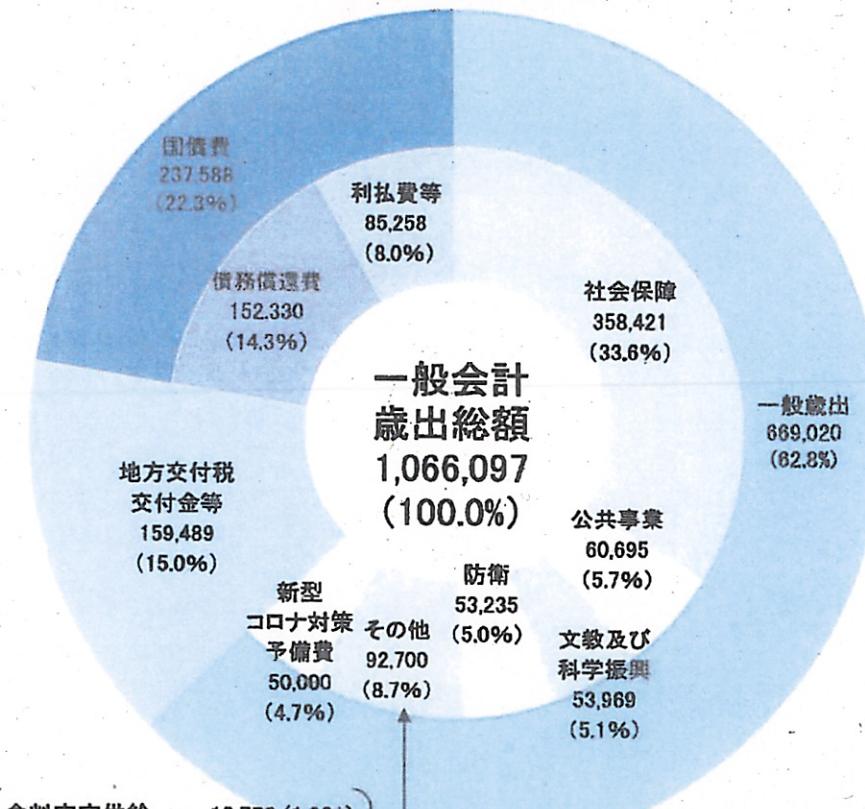
(参考) 一般歳出の主な内容

社会保障関係費、文教及び科学振興費、防衛関係費、公共事業関係費及びその他の事項経費等がある。

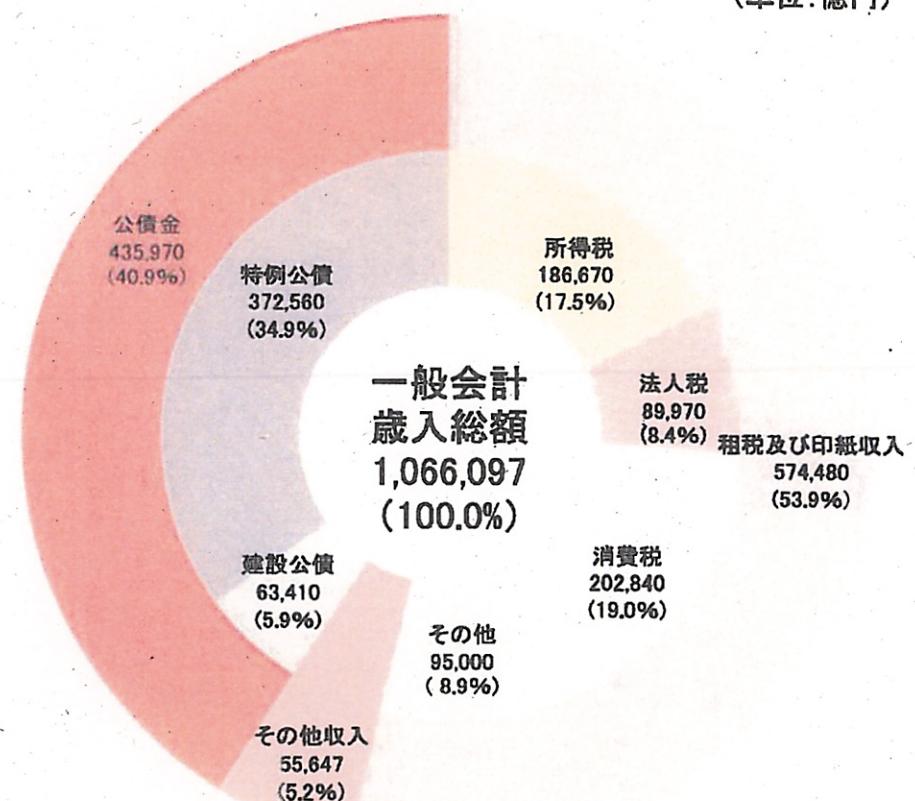
裁判所予算は「その他の事項経費」に含まれる。

令和3年度一般会計歳出・歳入の構成

一般会計歳出



一般会計歳入



(単位:億円)

食料安定供給	12,773 (1.2%)
エネルギー対策	8,891 (0.8%)
経済協力	5,108 (0.5%)
中小企業対策	1,745 (0.2%)
恩給	1,451 (0.1%)
その他の事項経費	57,732 (5.4%)
予備費	5,000 (0.5%)

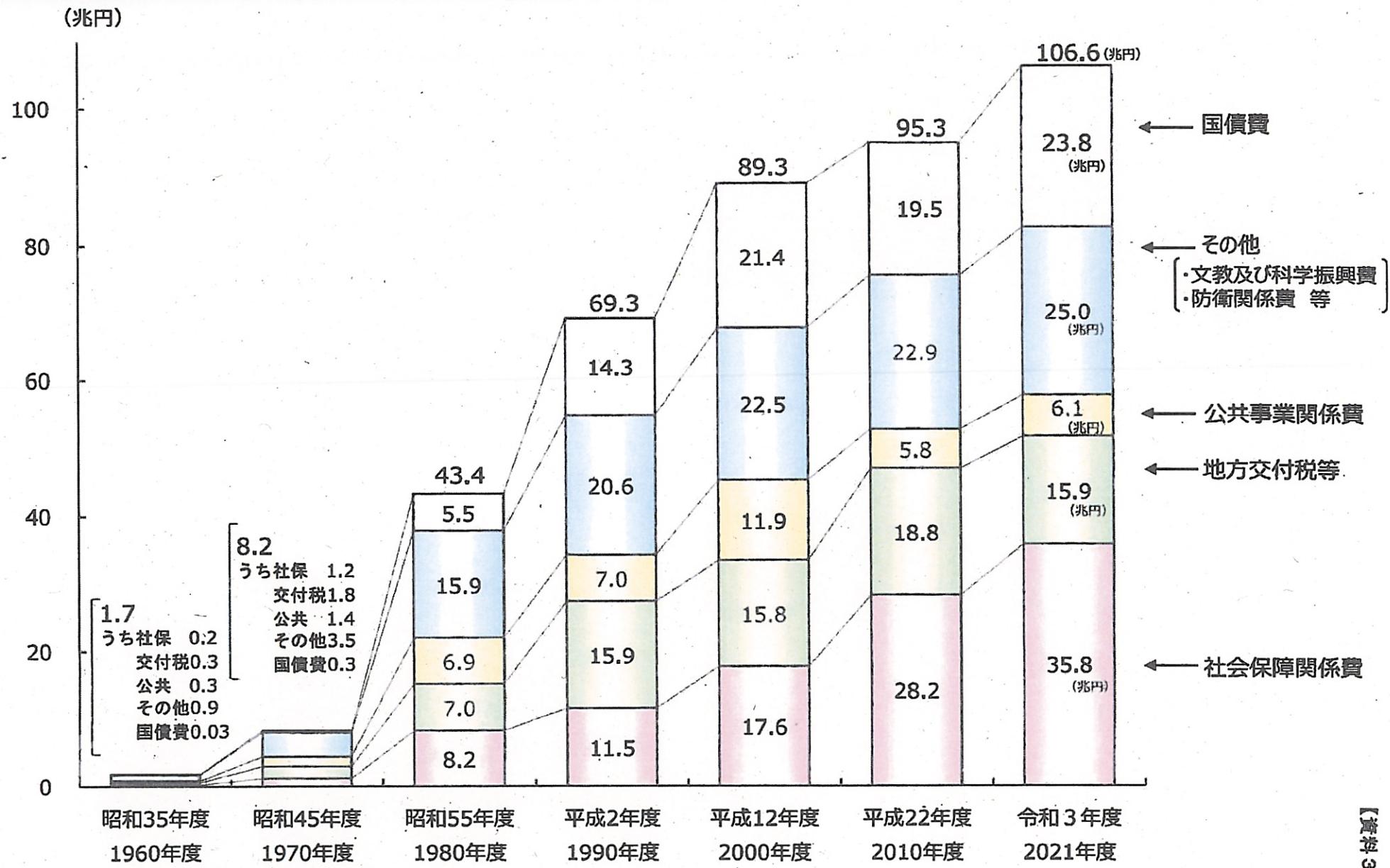
※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。

※「基礎的財政収支対象経費」(=歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標)は、833,744(78.2%)

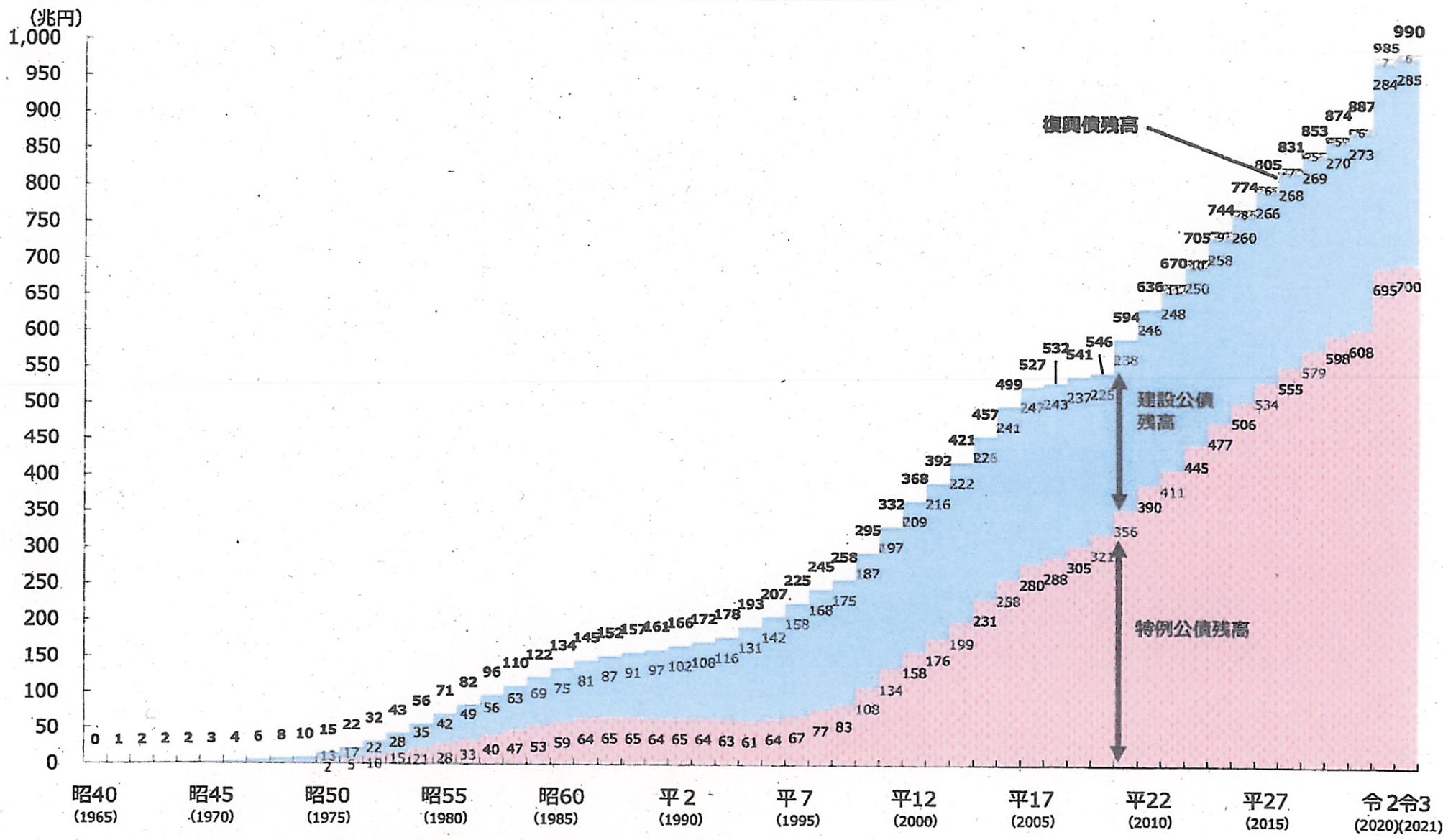
(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は53.6%。

一般会計歳出の主要経費の推移



公債残高の累増

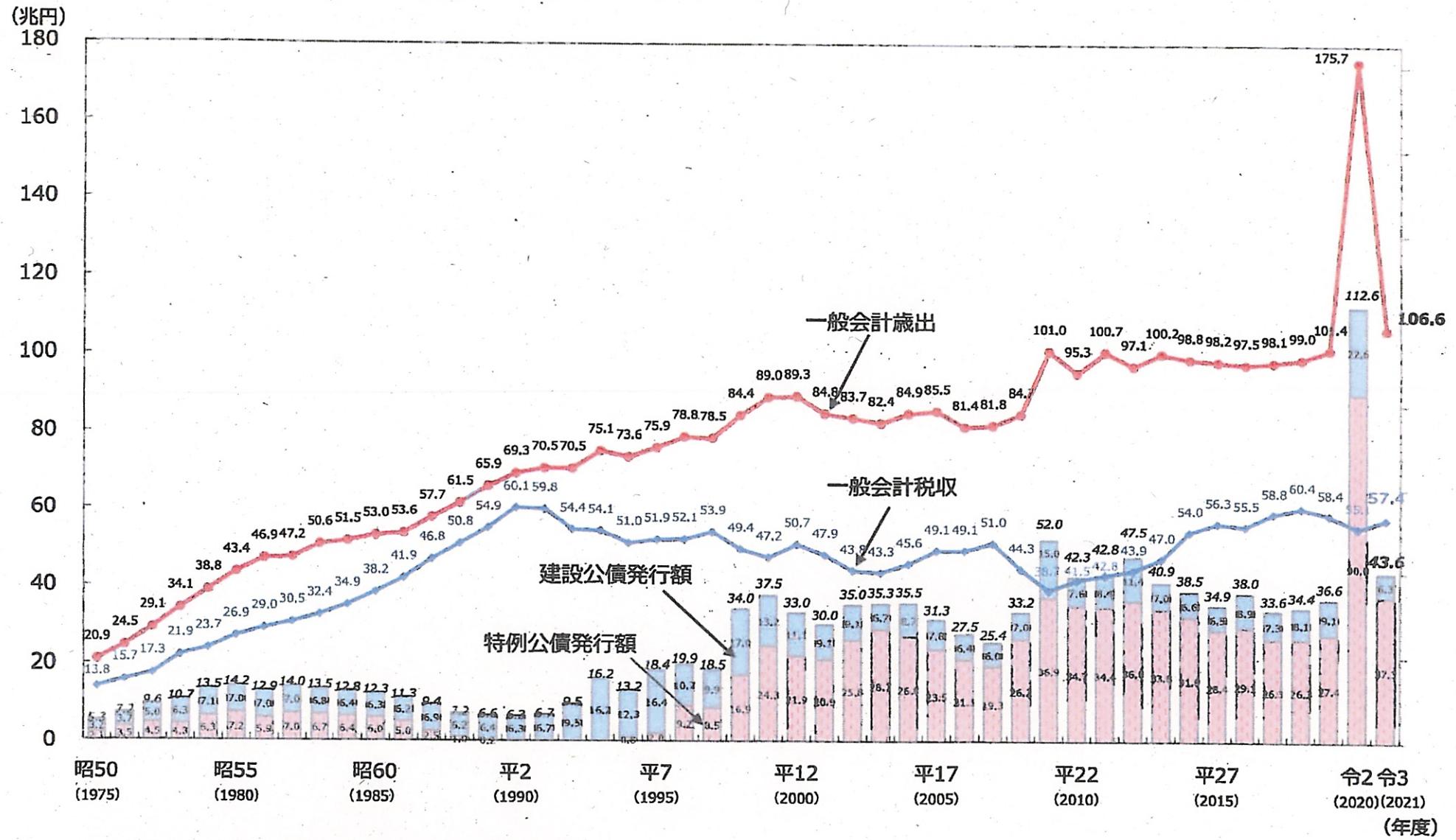


（注1）令和元年度末までは実績。令和2年度末は第3次補正後予算案、令和3年度末は政府案に基づく見込み。

（注2）普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

（注3）令和3年度末の翌年度償換のための前倒債限度額を除いた見込額は970兆円。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和元年度までは決算、令和2年度は第3次補正後予算案、令和3年度は政府案による。

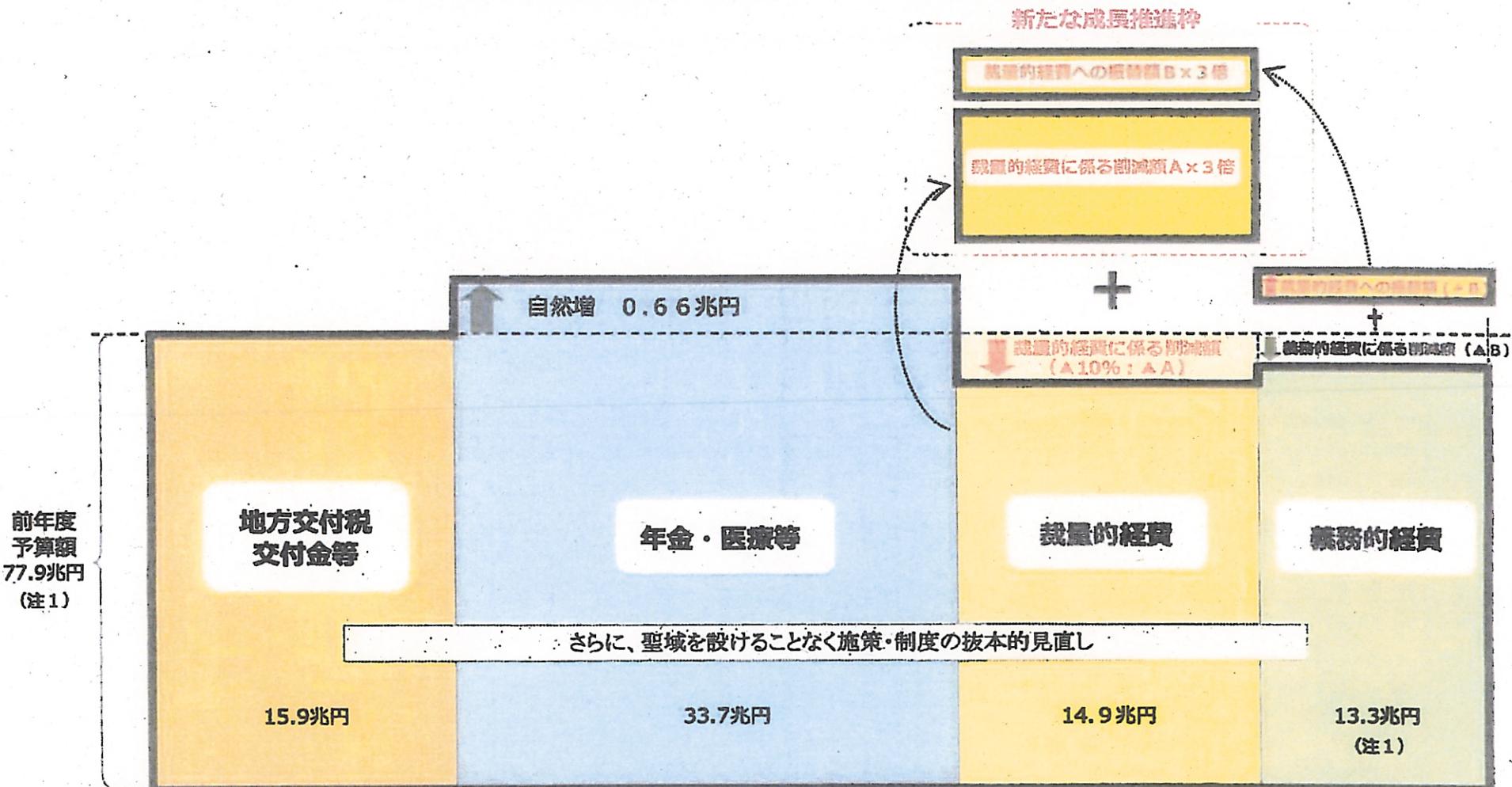
(注2) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

(注3) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」
(令和2年7月21日閣議 財務大臣発言要旨)

1. 政府としては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題です。
他方で、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実です。
2. このため、先般、閣議で申し上げたとおり、令和3年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、本日、政令を改正し、要求期限を1か月遅らせて9月30日とともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとします。
3. 具体的には、
 - (1) 要求額は、基本的に、対前年度同額といたします。
 - (2) その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとします。
 - (3) その際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していただくようお願いします。
 - (4) また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SACO・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとします。
4. 財政投融资につきましては、中小・小規模事業者や中堅・大企業等の資金繰り支援など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくよう、お願いします。その際、民業補完性、償還確実性等の検討により、引き続き、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思います。
5. 令和3年度税制改正要望につきましても、9月30日までのご提出をお願いします。
租税特別措置につきましては、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図っていただくようお願いします。
6. 令和3年度予算編成にあたっては、事務負担の軽減に最大限工夫してまいりますので、各省の職員はじめ関係者ができる限り効率的に作業を進めることができるよう、各省大臣におかれでは、各段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。

※ 消費税率引上げとあわせ行う増（社会保障の充実等）については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討。

※ 子供・子育てについては、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、…こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」及び

「十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく」との方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

(注1) 上記前年度予算額は、コロナ予備費を除いたもの。コロナ予備費を含めると、前年度予算額の総額は82.9兆円、義務的経費は18.3兆円。

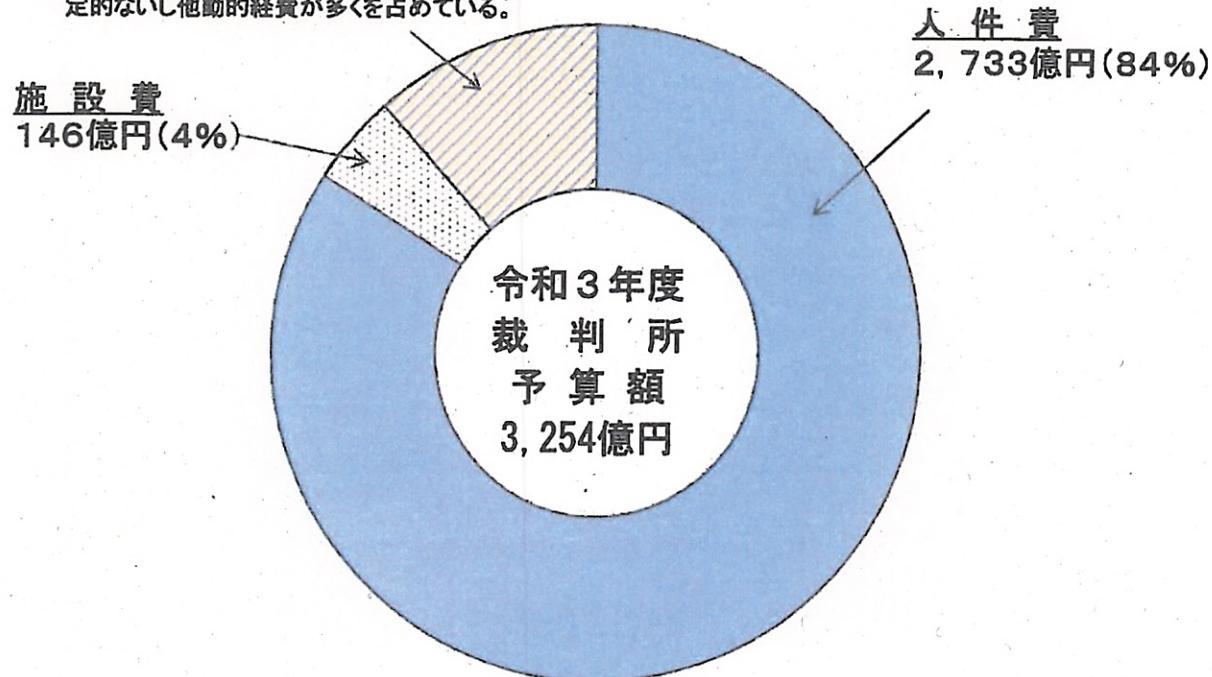
(注2) コロナ対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求する。

一般経費の内訳

物 件 費

374億円(12%)

裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。



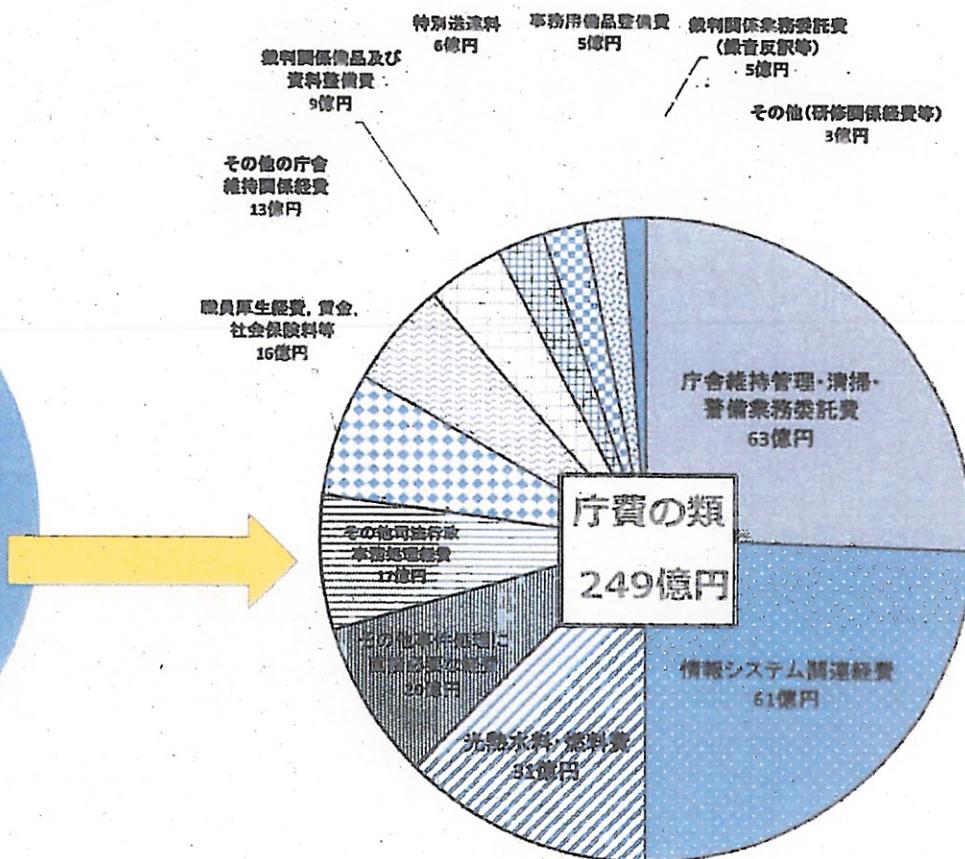
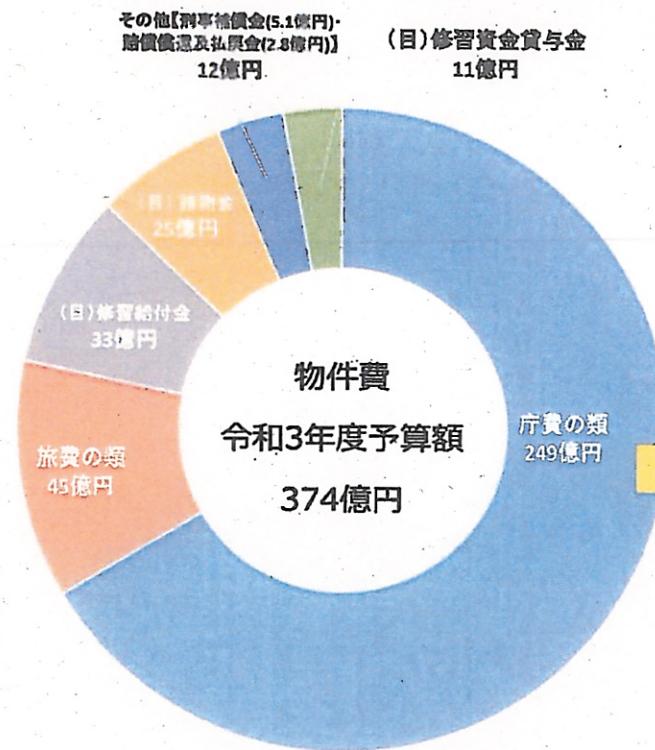
(単位: 億円)

	3年度 予算額	2年度 予算額	増▲減額
人 件 費	2,733	2,724	9
物 件 費	374	372	3
施 設 費	146	170	▲ 24
合 計	3,254	3,266	▲ 13

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

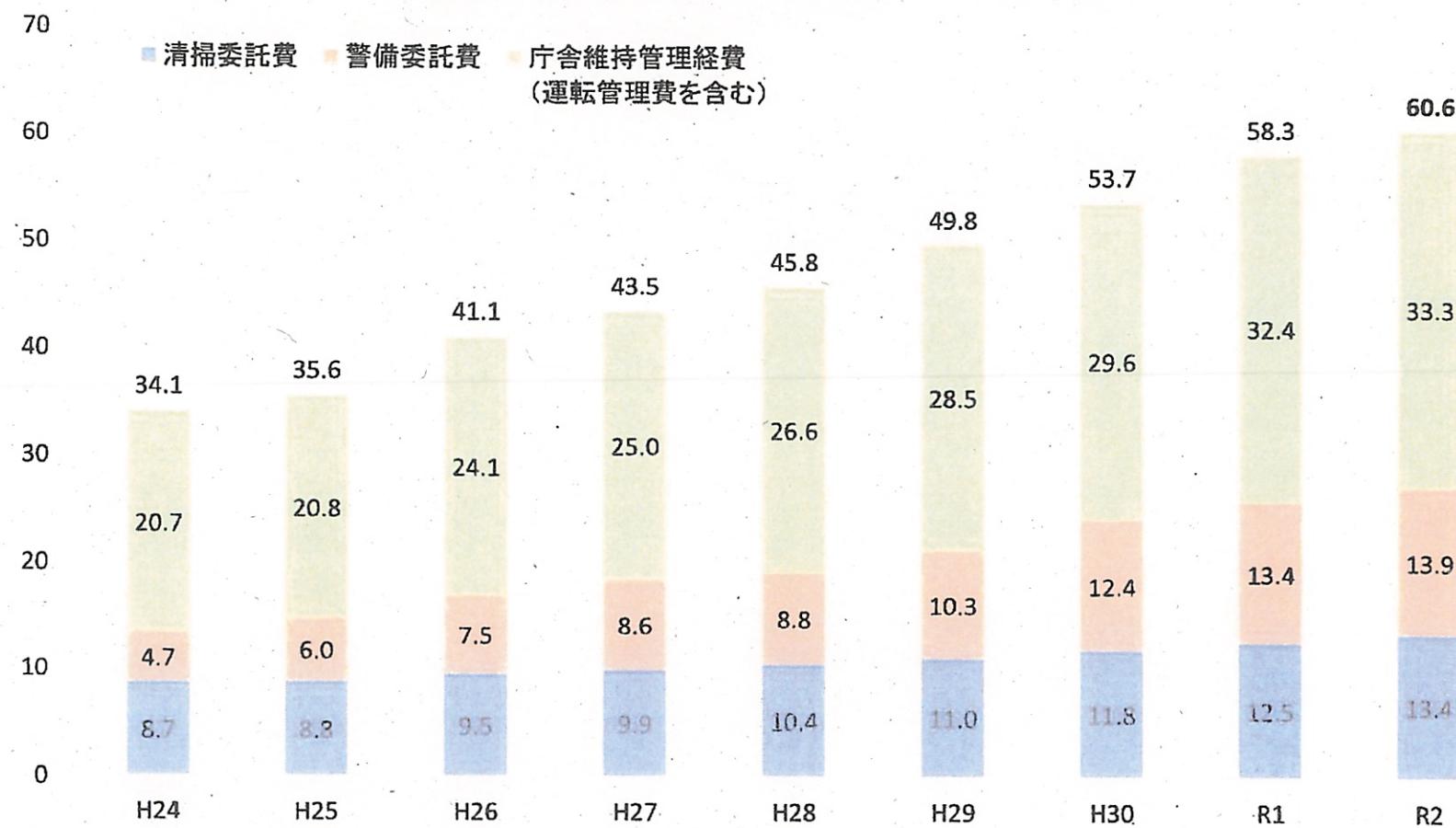
(注2) 令和2年度予算額には、臨時・特別の措置分として24億円を含む。

物件費・令和3年度予算額



(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

庁舎維持管理等経費の実績額推移 (単位:億円)



裁判所予算額(当初)歴年比較

(単位:千円)

年度	国の予算額	裁判所予算額	国の予算 に対する 割合(%)	裁判所予算内訳							
				人件費	割合 (%)	施設費	割合 (%)	裁判費	割合 (%)	その他	割合 (%)
30	991,457,523	9,176,320	0.926	6,630,466	72.3	580,633	6.3	1,205,375	13.1	751,868	8.2
40	3,658,080,318	27,827,303	0.761	21,409,344	76.9	2,595,445	9.3	2,074,410	7.5	1,740,104	6.3
50	21,288,600,073	123,644,701	0.581	107,990,266	87.3	6,513,851	5.3	3,697,221	3.0	5,435,363	4.4
60	52,499,643,415	218,392,283	0.416	192,897,953	88.3	7,771,259	3.6	8,815,337	4.0	8,899,734	4.1
61	54,088,643,440	229,790,284	0.425	203,425,521	88.5	7,926,029	3.6	9,202,099	4.0	9,228,615	4.0
62	54,101,019,241	235,547,066	0.435	208,536,314	88.5	8,180,526	3.6	9,371,980	4.0	9,450,246	4.0
63	56,699,713,560	240,847,032	0.425	212,286,408	88.1	9,535,138	4.0	9,378,004	3.9	9,639,482	4.0
平成元	60,414,194,091	248,841,410	0.412	219,223,721	88.1	10,303,727	4.1	9,481,604	3.8	9,824,358	3.9
2	66,236,790,811	257,403,727	0.389	227,030,587	88.2	10,467,151	4.1	9,497,783	3.7	10,400,208	4.0
3	70,347,419,164	267,512,060	0.380	235,869,287	88.2	11,121,967	4.2	9,545,786	3.6	10,977,020	4.1
4	72,218,011,260	277,672,580	0.384	244,993,228	88.2	11,651,591	4.2	9,587,976	3.5	11,431,785	4.1
5	72,354,824,310	283,898,974	0.392	248,691,861	87.6	12,142,591	4.3	10,404,035	3.7	12,652,487	4.5
6	73,081,669,430	288,319,798	0.395	250,670,580	88.9	12,503,972	4.3	12,159,222	4.2	12,978,024	4.5
7	70,987,120,301	295,047,940	0.416	254,973,976	86.4	13,191,629	4.5	13,568,955	4.6	13,315,380	4.5
8	75,104,923,815	305,285,978	0.406	261,872,110	85.8	13,991,210	4.6	15,162,163	5.0	14,252,495	4.7
9	77,390,003,705	310,787,900	0.402	263,782,261	84.9	14,767,352	4.8	16,976,870	5.5	15,253,417	4.9
10	77,669,179,091	310,228,613	0.399	265,353,662	85.5	11,910,743	3.8	18,168,711	5.9	14,787,497	4.8
11	81,860,122,402	318,406,357	0.389	272,624,053	85.6	12,173,419	3.8	18,714,022	5.9	14,886,883	4.7
12	84,987,053,259	318,665,895	0.375	271,464,306	85.2	12,343,036	3.9	19,168,568	6.0	15,681,925	4.9
13	82,652,378,953	319,785,378	0.387	270,395,835	84.6	14,092,570	4.4	20,629,261	6.5	14,659,712	4.6
14	81,229,993,006	317,103,560	0.390	270,590,561	85.3	10,650,000	3.4	21,007,501	6.6	14,847,498	4.7
15	81,789,677,666	317,831,163	0.389	270,318,376	85.1	10,297,000	3.2	21,937,520	6.9	15,270,268	4.8
16	82,110,924,617	315,627,056	0.384	267,553,858	84.8	9,263,778	2.9	23,510,286	7.4	15,291,154	4.8
17	82,182,917,878	325,948,805	0.397	270,905,816	83.1	12,613,039	3.9	26,274,789	8.1	16,147,161	5.0
18	79,686,024,221	333,106,391	0.418	271,238,923	81.4	22,223,000	6.7	23,794,847	7.1	16,841,621	4.8
19	82,908,807,811	330,394,123	0.399	273,312,324	82.7	22,645,799	6.9	18,178,605	5.5	16,249,395	4.9
20	83,061,339,913	327,580,849	0.394	272,162,882	83.1	20,043,132	6.1	18,530,159	5.7	16,836,676	5.1
21	88,548,001,321	324,732,707	0.367	273,889,878	84.3	14,723,663	4.6	20,903,633	6.4	15,207,533	4.7
22	92,299,192,619	323,178,496	0.350	270,884,289	83.8	14,597,121	4.6	21,470,310	6.6	16,218,776	5.0
23	92,411,612,715	320,021,993	0.346	268,890,203	84.0	14,745,699	4.6	20,718,689	6.5	15,659,392	4.9
24	90,333,931,511	314,664,684	0.348	260,317,320	82.7	15,235,758	4.8	20,303,126	6.5	18,800,480	6.0
25	92,611,539,328	298,878,286	0.323	244,182,286	81.7	15,858,426	5.3	20,913,444	7.0	17,916,130	6.0
26	95,882,302,829	311,058,216	0.324	259,907,991	83.6	14,039,106	4.6	19,694,506	6.3	17,408,613	5.6
27	96,341,950,970	313,097,396	0.325	262,817,897	83.9	14,039,433	4.6	19,274,476	6.2	16,957,590	5.4
28	98,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	84.0	14,604,687	4.6	19,124,553	6.1	16,758,007	5.3
29	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	83.9	15,871,546	5.0	18,917,371	6.0	16,296,049	5.1
30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	84.2	15,392,321	4.8	19,050,740	5.9	16,182,008	5.0
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	83.3	17,480,348	5.4	19,764,433	6.1	17,249,288	5.3
2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	83.4	17,024,474	5.2	19,716,454	6.0	17,445,640	5.3
3	108,609,707,875	325,367,912	0.305	273,321,100	84.0	14,624,474	4.5	20,250,432	6.2	17,163,908	5.3

(注) 1 裁判所予算内訳の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計で100.0にならない場合もある。

2 平成16年度及び平成17年度裁判所予算内訳のうち、施設費には改革推進公共投資事業償還金を含む。

3 平成24年度は、この他に東日本大震災復興特別会計に予算が計上されている。

令和2年度予算の概要

(単位:百万円)					
区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	325,574	326,624	1,050	0.3%	2,316

1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)
※<>内は「補正予算計上額」

○ 民事事件関係経費	2,993 (前年比 △416) <	0 >
◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など		
民事裁判手続のIT化等	320 (前年比 +291) <	317 >
◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費など		
○ 刑事事件関係経費	4,536 (前年比 +131) <	0 >
◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など		
○ 家庭事件関係経費	6,213 (前年比 △75) <	0 >
◇ 家事調停関連経費など		
○ 事件共通関係経費	15,048 (前年比 △133) <	0 >
◇ 各種事件処理に共通する諸経費		

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等	17,024 (前年比 △456) <	1,999 >
--------------	-----------------------	---------

3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費	264,557 (前年比 +1,588) <	0 >
○ 司法修習生関係経費	4,932 (前年比 △61) <	0 >
○ その他の機構維持等経費	11,001 (前年比 +180) <	0 >

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

○ 増員	72人
------	-----

 判事 30人
 書記官 8人
 事務官 34人

※判事補から判事への振替30人、速記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化	57人
---------	-----

【資料13】

令和2年度補正予算(第2号)について

最高裁判所

(単位:百万円)

令和2年度
補正予算額

裁判手続のIT化等	1,259
-----------	-------

○遠隔通訳実施の環境整備 215

○裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備 1,044

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

【資料14】

令和2年度補正予算(第3号)について

最高裁判所

(単位:百万円)

国民の安全・安心の確保	1,632
-------------	-------

○裁判所施設における安全・安心の確保	1,632
--------------------	-------

・裁判所施設の耐震化	642
・非常用設備の改修	990

デジタル改革・グリーン社会の実現	487
------------------	-----

○裁判手続のIT化等	487
------------	-----

・民事訴訟手続のIT化	224
・裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備等	263

合計 2,119

令和3年度予算について

区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算額	比較増△減額	増△減率	(単位:百万円)
					補正予算 (第3号)計上額
裁判所所管	326,624	325,368	△ 1,256	△ 0.4%	2,119

1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

- 民事事件関係経費 2,650 (前年比 △343)
 - ◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など
- 民事裁判手続のIT化等 229 (前年比 △91)
 - ◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費など
- 刑事事件関係経費 4,396 (前年比 △140)
 - ◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など
- 家庭事件関係経費 6,173 (前年比 △40)
 - ◇ 家事調停関連経費など
- 事件共通関係経費 15,871 (前年比 +823)
 - ◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備

- 裁判所施設の耐震化等 14,624 (前年比 △2,400)

3. その他の機構維持等に必要な経費

- 職員人件費 265,459 (前年比 +902)
- 司法修習生関係経費 5,035 (前年比 +103)
- その他の機構維持等経費 10,931 (前年比 △70)

※四捨五入等の理由により、増減において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

- 増員 41人
 - 書記官 2人
 - 事務官 39人

※速記官から事務官への振替2人を含む
- 定員合理化 56人

裁判所庁舎現況

(令和3年4月1日現在)

区分	施設数	経年数						備考
		50年以上 (S46以前)	40年以上 (S47~56)	30年以上 (S57~H3)	20年以上 (H4~13)	10年以上 (H14~23)	9年以下 (H24~R3)	
最高裁判所	1		1					
高等裁判所	8	2	4	1			1	
地方裁判所	42	(5) 18	5	2	4	7	6	
家庭裁判所	17		5	4	7	1		
地家裁支部	203	(7) 54	70	7	20	27	25	
簡易裁判所	185	18	66	51	31	7	12	
研修所	7		4		2	1		
合計	463	(12) [100]	92 [20]	155 [33]	65 [14]	64 [14]	43 [9]	44 [10]
対前年度増減			6		△8	14	△8	△6

※ 上段()書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

裁判所の耐震化について

1 耐震化の必要性

裁判所は全国各地に多数所在。古い時期に建てられ、耐震安全性に問題のある裁判所が存在する。

毎日多数の国民が来庁するとともに、災害直後にあっても令状手続などを行う裁判所の耐震化は、国民の安全にも治安維持にも直結する喫緊の課題。

2 耐震化の進捗状況

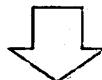
耐震改修促進法に基づき、特定建築物（3階建てかつ1,000m²以上）の庁舎について、平成19、20年度に耐震診断を実施。

特定建築物に該当しない小規模庁舎についても、平成22、23年度に耐震診断を実施。

これまで補正予算による予算措置も得て、庁の規模や診断結果に応じて、耐震改修又は庁舎新築による耐震化を実施。

裁判所庁舎 463庁

うち、耐震整備中 : 10庁（最高裁、大阪高地裁 外）



耐震化の完了を目指すとともに、予防保全の観点をも踏まえ、
裁判所施設の整備を計画的かつ着実に進めていく必要

令和3年度予算 施設関係予算内訳

		予算額 (百万円)
<u>庁舎新築</u>		<u>6,097</u>
(継続分 8庁) 本 庁	(東京) 中目黒分室(仮称)	
	津 地 家 裁	
	鳥 取 地 家 裁	
	佐 賀 地 家 裁	
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	
	地家裁支部 (富山) 高 岡	
	(広島) 福 山	
	(松江) 浜 田	
(新規分 2庁) 本 庁	富 山 地 家 裁	
地家裁支部	(静岡) 沼 津	
<u>庁舎増築</u>		<u>114</u>
(継続分 1庁) 本 庁	熊 本 家 裁	
<u>建替えによる耐震化</u>		<u>1,331</u>
(継続分 3庁) 地家裁支部	(神戸) 柏 原	
	(大津) 彦 根	
	(津) 伊 賀	
(新規分 1庁) 地家裁支部	(盛岡) 二 戸	
<u>改修による耐震化</u>		<u>1,648</u>
(継続分 1庁) 本 庁	大 阪 高 地 裁	
<u>特別修繕等</u>		<u>4,583</u>
<u>事務費(旅費・庁費)</u>		<u>852</u>
<u>不動産購入費</u>		<u>0</u>
<u>各所修繕</u>		<u>1,117</u>

※ 単位未満四捨五入のため、総数において計数が合致しない場合がある

令和2年度補正予算（第3号） 施設関係予算内訳

	予算額 (百万円)
<u>改修による耐震化（2庁）</u>	168
簡 裁 (東京) 新 島 (青森) 野 辺 地	
<u>昇降機設備の耐震化（5庁）</u>	335
本 庁 宇 都 宮 地 家 裁 東 京 家 簡 裁 地家裁支部 (横浜) 川 崎 (福島) 郡 山 (福島) い わ き	
<u>特別修繕等</u>	1,092
<u>事務費（旅費・庁費）</u>	37

※ 単位未満四捨五入のため、端数において計数が合致しない場合がある

裁 判 所
インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成28年度～平成32年度

平成29年1月

最 高 裁 判 所

目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	
1. 対象施設	1
2. 計画期間	1
III. 対象施設の現状と課題	1
1. 点検・診断／修繕・更新等	2
2. 基準類の整備	2
3. 情報基盤の整備と活用	2
4. 個別施設計画の策定・推進	3
5. 新技術の導入	3
6. 予算管理	3
7. 体制の構築等	3
IV. 中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し	3
V. 必要施策に係る取組の方向性	3
1. 点検・診断／修繕・更新等	3
2. 基準類の整備	4
3. 情報基盤の整備と活用	4
4. 個別施設計画の策定・推進	4
5. 新技術の導入	4
6. 予算管理	4
7. 体制の構築等	5
VI. フォローアップ計画	5

I. はじめに

国の社会資本は、今後、急速に老朽化することが見込まれており、また、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化等により、国の財政状況も厳しさを増すことが予想される中で、国のインフラ全般について、適正かつ確実にその維持管理・更新等を行う必要性が高まっている。

政府においても、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

このような状況を踏まえ、裁判所の所管に属する施設についても、適切な維持管理・更新等を行うことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的なコストの縮減や予算の平準化等を実現する必要があり、そのために、点検・診断の結果に基づき、適時に必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。

そこで、基本計画に基づき、裁判所の所管に属する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするものとして、「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展を更に推進し、施設の新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を發揮し続けるための取組を実行することとする。

II. 計画の範囲

1. 対象施設

裁判所の所管に属する施設を対象とし、老朽、狭隘、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除き、長寿命化を図る必要がある。

2. 計画期間

平成28年度（2016年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

III. 対象施設の現状と課題

裁判所は、全国に466庁（延べ面積で約184万m²）という多くの庁舎を有するが、

このうち、建築後30年以上を経過している庁舎が全体の6割を超えるなど、老朽化の著しい施設を多数維持管理している現状にある。また、省庁別宿舎についても庁舎と同様に老朽化が進んでいる。

裁判所は、社会に生起する事件・紛争を公権的に解決する役割を担っており、その使命を果たすためには、裁判所施設の機能を維持するとともに、その安全性を確保することが不可欠であって、施設の管理者においては、その維持管理を遺漏なく、かつ適切に実施することが必要である。

そこで、今後の厳しい財政状況等も踏まえ、裁判所におけるインフラの長寿命化に向けて既に現場が直面している課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、中長期的な社会経済情勢の変化を見据えたメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

1. 点検・診断／修繕・更新等

インフラの維持管理及び修繕・更新等に当たっては、施設の変状を把握するための日常的な見回り・確認、経年劣化・損傷を把握するための定期的な点検・診断、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検などが行われているが、これらは、施設の機能を維持するとともに、利用者や職員の安全を確保するための措置を講ずる上で必要不可欠であり、これを引き続き適切に実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものとすることにより、施設の状況をより的確に把握し、良好なものとして維持保全していく必要がある。

2. 基準類の整備

裁判所における施設の維持管理及び修繕・更新等に必要な基準類は、関係法令・告示等に加え、所要の通達等が整備されているところであるが、さらに保全業務の在り方や実情、関係法令の改正等に合わせた見直し等を適切に行う必要がある。

3. 情報基盤の整備と活用

保全に必要な施設の情報について、その一部をBIMMS-N（※）に登録するとともに、法令等に基づき、維持管理及び修繕・更新等に必要な情報を保全台帳に記録し、備え付けることとしているが、情報の管理・分析等が十分ではないなどの問題もあり、今後さらに、実際の施設の維持管理及び修繕・更新等の過程において、必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に管理・分析することにより、メンテナンスサイクルを適切に機能させていく必要がある。

※ 国土交通省が管理する「官庁施設情報管理システム」

(Building Information system for Maintenance and Management Support in National government)

4. 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画は、「点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるものであり、メンテナンスサイクルの核として重要な意義を有する。

裁判所においては、従前から個別施設計画として、中長期保全計画を作成しているが、さらにすべての施設について、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画を整備することにより、施設の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていく必要がある。

5. 新技術の導入

点検・診断及び修繕・更新等を効率的・効果的に実施していくためには、さらに、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組む必要がある。

6. 予算管理

厳しい財政状況下において、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、施設に関する情報を的確に蓄積・更新し、適切な個別施設計画の策定と計画的な投資を行う必要がある。

7. 体制の構築等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月国土交通省策定）に基づき、すべての対象施設において施設保全責任者が設置されているが、さらに、より実効性のある保全を実施するための体制を構築する必要がある。

IV. 中長期的な維持管理及び修繕・更新等に係るコストの見通し

維持管理及び修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握して予防的な個別施設計画を策定するなどの取組を進めることが重要であり、そのために、施設の実態等を踏まえ、中長期的な維持管理及び修繕・更新等のコストの見通しを的確に把握する必要がある。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「III. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

1. 点検・診断／修繕・更新等

すべての対象施設について、法令・告示等に基づき定期（建築物の敷地及び構造は

3年以内毎、建築設備・防火設備は1年以内毎)の点検・診断等を引き続き実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものにすることにより、施設の状況をより的確に把握し、維持保全を確実に実施する。これまでの取組により、保全実態調査で「施設の保全状況」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設(宿舎を除く)は80%以上の割合となっているが、この状況が更に維持・改善されるよう、引き続き取組を継続する。

2. 基準類の整備

施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められ、また、支障がない状態の確認については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年5月27日付け国土交通省告示第551号)で建築物の各部の状態とその確認方法が定められているところ、引き続きこれらに基づく点検、確認を実施する。また、裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いについても、引き続き通達等に基づいて実施する。その上で、関係法令の改正その他の情報を幅広く収集しながら保全業務の在り方を不斷に見直し、基準類の整備とこれに基づく点検、確認の一層の充実化、実質化を図る。

3. 情報基盤の整備と活用

裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いに基づく点検・診断の結果に關し、必要な情報をさらに効率的・効果的に収集して蓄積・更新した上、これを適切に管理・分析して活用し、施設の現状と課題をより的確に把握することにより保全の適正化を図り、メンテナンスサイクルを適切に機能させる。

4. 個別施設計画の策定・推進

すべての対象施設について、中長期保全計画等による個別施設計画が作成されているところ、さらに、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画の策定を推進する。

5. 新技術の導入

点検・診断や材料・工法等に關し、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に努める。

6. 予算管理

最高裁判所は、施設に関する情報を的確に評価し、対応の必要性・緊急性や必要な対策費用等を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討するなどして、予防的な施設計画を策定し、計画的に投資を実施することなどにより、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

7. 体制の構築等

施設の管理者は、点検・診断の結果に基づき中長期保全計画等を策定し、各対象施設の施設保全責任者は、中長期保全計画等に従い、保全に関する業務を適正に実施するとともに、必要な情報を蓄積・更新する。

高等裁判所は、これらの情報を適切に管理・分析して、管内における施設の現状と課題を把握し、これを踏まえて実効的な保全を実現する。

最高裁判所は、これらの計画全体を総合的に評価することにより、メンテナンスサイクルが適切に機能しているかを確認し、総合調整等を行う。

また、既にすべての対象施設に施設保全責任者が設置されているところ、最高裁判所及び高等裁判所は、専門知識や経験の少ない施設保全責任者及び保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の充実・適正化に向けた指導を総合的に推進する。

VI. フォローアップ計画

裁判所は、本行動計画を継続し発展させるため、「V. 必要施策に係る取組の方向性」に沿った取組を引き続き充実させる。併せて、本行動計画の取組状況を把握し、必要な検討を行うとともに、必要に応じて公表及び官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議に対する情報提供を行う。

最高裁経監第341号

(会ろ-1.2-A)

平成31年3月25日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

〔裁判所会計事務規程第2条に
規定する本官設置家裁〕

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

公共調達における適正な会計事務について（通知）

公共調達の適正化については、これまでも下記の点につき、格段の配慮を行いつつ、法令等を遵守するとともに、競争性や透明性を確保した会計処理を実践していただきようお願いしてきました。

各庁におかれでは、適正な会計処理に取り組んでいただいているところですが、これまでの取組により適正性が向上した部分があるものの、依然として事務処理上の課題も少なくありません。今後も継続して、適正化の趣旨・目的の実質的な理解を深めるとともに、組織として所属職員に対する公共調達の適正化に関する意識向上への取組を行う必要があります。

このような問題意識の下、今後も、公共調達の適正化に向け、下記の点に留意した上、各庁において、契約事務取扱基準等や事務処理態勢の見直しを図るなど、主体的・自律的な取組を継続してください。

記

1 隨意契約の適正化について

随意契約については、各会計法令並びに昭和45年1月6日付け最高裁経監第

1号経理局長依命通達「随意契約による場合の予定価格等について」及び平成18年9月6日経監第001063号経理局長通知「公共調達の適正化について」に基づき、競争性・透明性の確保を一層推進すること。

予定価格の積算や見積書の徵取については、価格の公正性・適正性を確保するため、予算決算及び会計令第79条、第80条、第99条の5、第99条の6の規定のほか、契約事務取扱規則等の関係規範及び各庁が定める契約事務取扱基準等に則り、適切に実施すること。

また、各庁における内規、契約事務取扱基準等については、その制定の目的等を担当職員に周知徹底し、内容が形骸化しないように配慮するとともに、会計事務手続の根拠となる会計法令等を常に確認することにより、安易に前例踏襲を続けることがないように不断に注意を払う必要がある。

2 会計書類の適正管理について

見積書、納品書、作業完了報告書、請求書等の会計書類の提出を受けた際には、漏れなく正確に記載されているかについて精査した上、記載に漏れや誤りがあった場合には、確実に補正させること。特に、日付のない会計書類については、会計事務処理の適正さに疑義が生じないよう、確実に日付を記載させるなど補正を求ること。

また、提出を受けた会計書類については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」による管理を確実に行うこと。

3 監督・検査の適切な実施について

契約の適正な履行を確保するため、監督職員及び検査職員については、会計法第29条の11各項の趣旨を踏まえ、的確な監督及び検査を実施できる職員を任命すること。

任命にあたっては、しかるべき動機付けを行うとともに、予算執行職員等の責任に関する法律の「予算執行職員」として、同法に定める義務及び責任について十分認識させる必要がある。

検査職員は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に留意しつつ、履行完了後に、実質的な検査を実施した上、検査完了後、検査を行った事実に即した検査調書を作成し、適切な保管等に努めること。

なお、監督職員及び検査職員の能力向上を図り、契約のトラブルを防止するための方策についても、各庁の実情を踏まえて、策定し、実施するのが相当である。

今後の裁判所共済組合について

【現在、共済組合で検討中の統合案】

現在

共済組合組織

最高裁判所に本部が、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所に 51 の支部がある。

組合員の手続関係

1. 共済支部を異にする異動のたびに、例えば次の手続が必要になる。
 - ① 被扶養者申告書、申述書及び証拠書類の提出
 - ② 新所属支部発行の組合員証の受領及び旧所属支部発行の組合員証の返還（本人分と被扶養者分）
 - ③ 児童手当の認定請求書の提出
2. 共済手続の相談は、所属の共済支部に対して行う。

統合案

共済組合組織

- ・令和 4 年度 東京支部を最高裁に移転（事実上の準備）
 - ・令和 5 年 4 月 最高裁、東京及び横浜各支部を本部に統合
 - ・令和 6 年 4 月 以降数年内 各高裁管内の支部を順次本部に統合
- ※ 統合に伴い支部の共済組合係はなくなります。

組合員の手続関係

1. 異動があっても、左記 1 の手続をとる必要がない。
 2. 共済手続の相談は、共済本部に対して行う。
- ※ 問合せ先を分かりやすく表示する等、必要なサービスを維持できるように、今後具体的な検討を行っていく予定

裁判所職員総合研修所の概要



1. 裁判所職員総合研修所の組織等について

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）は、「研修部門」と「事務局部門」に分けられています。

研修部門は、裁判所書記官研修部（以下「書研部」という。）、家庭裁判所調査官研修部（以下「調研部」という。）及び一般研修部の三つの部に分けられています。このうち、書研部は、裁判所書記官（以下「書記官」という。）及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに書記官の養成を、調研部は、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家裁調査官の養成を、一般研修部はその他の研修をそれぞれ担当しています。

このほか、書記官の事務について研究する第一研究室及び家裁調査官の事務について研究する第二研究室が置かれ、各研究室では、各種研究の企画及び実施の指導、総研所報等に掲載する論文、研究結果報告書等の監修、各種法改正に関する資料及び情報の収集、分析等を行っています。

2. 総研における研修実施の基本的な考え方

社会経済情勢の変化や価値観の多様化等に伴い、裁判所を取り巻く状況も大きく変容してきました。特に、裁判手続のIT化を契機として裁判事務の在り方が大きく問われる中、書記官や家裁調査官をはじめとした裁判所職員の執務のありようが大きく変容しようとしています。

総研では、各職種の専門性を高めるとともに、その専門性を基礎付ける思考力、思考力を状況に応じて適切に展開できる対応力等を涵養し、これから時代の変化の中にあっても、適正・迅速な裁判を実現するため、裁判所に求められる役割を的確に果たすことのできる裁判所職員を育成していきたいと考えています。

また、適正・迅速な事件処理のため、裁判官を含めた職種間で、それぞれの職

務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携、強化を目的とする研修の充実、強化を図ることに力を入れており、裁判官と合同で研究するのがふさわしいテーマについては司法研修所（以下「司研」という。）と合同で研修を実施するほか、研修のテーマが総研内の各部で共通である場合については各部が合同で研修を実施しています。さらに、社会情勢等の変化に伴って関係職種間の連携が求められる場面も変容していくことが考えられることから、裁判所職員がそのような場面において連携力を十分に発揮できるように、とりわけ裁判官との連携が図られるように、各種研修及び養成課程の内容等について引き続き検討していきます。

3 令和3年度研修実施計画及び実施状況について

上記の総研における研修実施の基本的な考え方を加え、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成を図る、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応するとの観点から、全ての研修についての内容・科目の拡充を図りつつ、一層充実した研修の実施に努めていきたいと考えています。

また、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識の涵養等についても、効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

今年度は、これまでのところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえながら、計画上の予定時期に実施しなければならない必要性や参集以外の方法での実現可能性等を研修ごとに検討しており、日程を短縮した上でテレビ会議システム等を利用して実施したり、中止する場合であっても研修員に対して視聴覚教材を含む資料を提供するなどの支援を行ったりしており、可能な限り研修参加の機会又はこれと同等の効果が確保されるよう工夫しています。

新型コロナウイルス感染症の今後の見通しは不透明であり、今後の研修実施に及ぼす影響の有無及び程度を予測することも困難な状況にありますが、引き続き、職員の研修参加機会と研修効果を可能な限り確保するための方策を検討するとともに、研修実施に当たっては着実に感染防止策を講じて、職員の養成及び育成に努めていきたいと考えています。

4 研修

近年の研修の内容は、次のとおりです。

(1) 管理者・中間管理者

職種間連携を前提とした組織運営の在り方を意識させるとともに、効果的な人材育成のための態勢整備・環境整備を図ることをねらいとする科目を実施しています。また、最新の施策に関する講義や共同討議などにより、様々な気付きを得る機会を与え、自己研さんの意識付けを図るなど、それぞれの役割を明確に意識させることを主眼としたカリキュラムの充実に取り組んでいます。

ア 管理者

首席書記官研究会、首席家裁調査官研究会、事務局長研究会、管理者研究会等の幹部職員を対象とする研究会を実施し、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、より広い視点から、適切に組織全体をリードしていくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムとしています。

イ 中間管理者

平成30年度までは、全ての職種の中間管理者を対象とする研修について裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していましたが、令和元年度からは、これらを統合した上で、更に中間管理者としての執務経験及びポストに応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施しています。これらの研修では、管理能力の向上に加え、職種間・部署間連携の意識や組織全体の観点から最適なものを見極める目など、それぞれの階層に応じて求められる能力の向上を図っています。

(2) 書記官・家裁調査官

各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議を実施するなど、各職種間の連携強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています（各日程の一部を司研の研究会と合同で実施しています。）。

ア 書記官

書記官プラッシュアップ研修（高裁委嘱）は、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官」を育成していくため、書記官任官後5年以上の中堅書記官を対象として、全国共通のカリキュラムで行われる唯一の研修です。本研修については、令和2年度から、①書記官事務の整理の考え方に基づき、問題を発見し、それを解決する能力の向上を図るとともに、②中堅書記官としての役割を意識し、組織的視点の涵養を図るカリキュラムを充実させるなど、カリキュラムの最適化を図る見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、同年度の実施は中止したことから、令和3年度が最初の実施となります。

イ 家裁調査官

家裁調査官任官後の研修について、現在の家庭裁判所及び家裁調査官を取り巻く社会情勢を踏まえ、家裁調査官が行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を確実に実践していくための能力向上に向けて、中央研修が果たすべき役割を改めて検討した上で、任官後、概ね3年の実務経験を有する者を対象とする家裁調査官応用研修と、同研修終了後概ね2年以上の実務経験を有する者を対象として応募型で実施する家裁調査官特別研修とに整理し、家裁調査官応用研修については平成28年度から、家裁調査官特別研修については移行期間を経て令和元年度から本格実施しています。

いずれの研修も、最新の知見の習得や自己研さん等における手掛けりを得

て意欲を向上させるという中央研修の役割を踏まえるとともに、OJTとの連携を意識付け、裁判に役立つ調査事務につながるものとなることを目指して企画等を進めています。

(3) 事務官（係長等）

各庁の総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、担当事務に関する諸課題や専門的知識に関する講義等を行うとともに、関係職員等との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その実現のために重要な視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、「働き方改革」の観点も取り入れ、共同討議等を行うこととしています。また、事務局事務を遂行する上で基盤となる知識や考え方の習得に重点を置いたカリキュラムの充実強化を図っています。

5 研究

第一研究室では、令和3年度の書記官実務研究として、「財産管理における書記官事務の研究」をテーマとする研究を行っています。

第二研究室では、令和3年度家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）として、「低年齢から反社会的行動を繰り返している少年の調査方法について（仮題）」をテーマとする研究を行っています。

6 養成課程

(1) 書記官養成課程

ア 令和3年7月1日現在の入所中の研修生の構成は、第一部第18期研修生228人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）、第二部第17期研修生（2年生）77人、第二部第18期研修生（1年生）97人となっています。

イ 書記官養成課程では、法律科目と実務科目の効果的な連携に留意し、実務における書記官事務に即した形の演習を積極的に取り入れています。また、書記官事務の整理の考え方を涵養させるためのカリキュラムや、職種間の連

携及び協働の在り方について検討させる家裁調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

また、令和3年度から、4月から約1か月間の日程で予修期修習を実施することとしました。これは、総研での研修を開始するに先立ち、研修生の所属庁等において、総研が作成した、民事、刑事、家事の各手続に関する講義DVDを視聴させた上で、書記官室等での執務の実情の見聞や法廷傍聴、記録の閲覧等を通じ、書記官事務の概要を具体的にイメージさせるとともに、総研が作成した課題の検討や解説DVDを視聴させること等で知識の定着を図ることにより、養成課程への円滑な導入を図ることを目的とするものです。

ウ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、令和2年度に引き続き、総研での集合研修と所属庁等におけるオンライン研修とを併用して実施しています。

エ 総研では、書記官養成課程が法律専門職としての専門性の基盤となる法的思考力の醸成を意識したものになっているか、時代の変化に対応できる力を身に着けさせる内容となっているか、IT化後の書記官事務の観点を意識した内容となっているかといった問題意識を持っており、この問題意識を踏まえたカリキュラムを検討しています。

この観点から、令和3年度は、「事件の進行を踏まえた書記官事務」の科目を新設しました。これは、書記官として、裁判官が訴訟の進行に応じて考える審理方針を理解して、これを共有し、その審理方針に基づくとどのような書記官事務をどのようなタイミングで行うべきかを考えるための基礎を確実に学ばせることを目的に、令和2年度まで複数の講義・演習科目で個別に触れていた内容を整理・統合し、「事件の進行を踏まえた書記官事務」として再構成して、新設科目としたものです。

今後も上記の問題意識を踏まえつつ、カリキュラムの内容の改定を検討していきたいと考えています。

(2) 家裁調査官養成課程

ア 令和3年7月1日現在の入所中の研修生の構成は、第17期研修生48人
第18期研修生54人となっています。

なお、第18期以降の研修生については、採用試験の見直しにより行動科学系の科目の受験が必須ではなくなったことから、その能力、資質の両面から動向を見ていく必要があります。第18期研修生は、同年7月から実務修習を開始しています。

イ 家裁調査官養成課程では、家裁調査官の役割・機能である事実の調査や調整を行うために必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させるとともに、グループ討議により多角的な視点で組織的に事件処理を行う姿勢を身に付けさせ、組織性の涵養にも重点を置いたカリキュラムを実施しています。また、裁判に役立つ調査事務を遂行するためには、関係職種とりわけ裁判官と連携できる専門性を身に付ける必要があることをより一層意識付けられるよう、講義や演習等で用いる教材等の見直しを進めているところです。

また、令和2年度から、養成課程研修の修了日が3月25日頃に変更され、修了後すぐに小規模庁等へ異動となることから、後期合同研修の終盤では、家庭事件全般で必要となる面接技法に関する演習や実務上の取扱いが多い後見等開始事件の演習を実施するなどして、任官後のスムーズな職務導入を図っています。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年4月採用の第17期研修生については、令和2年度実施の前期合同研修の大半が在宅学修となつたことから、現在所属庁において実施中の実務修習の実情を把握した上で、令和3年9月から実施する後期合同研修において必要な手当てを実施する予定です。

7 総研の今後の取組と情報発信

(1) 今後の取組

効果的な人材育成を行うに当たっては、集合研修を担う総研においても、書記官及び家裁調査官をはじめとする裁判所職員の育成目標を見据え、養成課程の一層の充実を図り、OJTと集合研修（中央研修、高裁委嘱研修及び自庁研修）との連携を意識しながら、また、IT化後の書記官事務等の新しい課題をも見据えながら、引き続き、研修内容の見直しを行って研修の充実を図っていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、DVD視聴やテレビ会議の利用など、様々な工夫を行って実施した研修もありますが、こうしたコロナ禍での対応を契機として、改めて今後の研修の在り方を検討しています。DVD視聴、テレビ会議システム等を利用したオンライン形式については、それぞれの長所を生かして集合研修とうまく組み合わせて活用していくならば、これまで総研が取り組んできたOJTと集合研修との連携強化をより一層図ることができるのでないかとの考えのもとで検討を進めているところです。令和3年度は、中央研修の一部においても、オンライン形式を利用することを検討しています。

また、集合研修と各庁のOJTとの連携を強化していく上では、各庁の幹部職員のほか、裁判官の理解と協力をいかに得ていくかが重要な課題であると考えて、検討しているところです。

(2) 総研の刊行物について

総研の刊行物として、総研で行われた各種実務研究会の結果要旨や研修実施結果等を掲載した「総研所報」と、書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家裁調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」があります。令和3年度、「総研所報」は休刊予定です。

(3) 総研コンテンツについて

J・NETポータルの総研コンテンツにおいて、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供

しているとともに、「総研ニュース」を掲載して総研の最新情報を発信しています。

参考資料

目 錄

- ・参考資料1 令和3年度研修実施計画
- ・参考資料2 令和3年度研修実施計画一覧表（令和2年度との比較表）
※参考資料1を令和2年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの
- ・参考資料3 令和3年度裁判所職員（裁判官以外）研修
※令和3年度の総研の研修の体系の全体像を図示したもの

令和3年度研修実施計画

裁判所職員総合研修所

目 次

第1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 自序研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
第2 養成	12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 中央研修

(1) 管理者層 ア 管理業務系

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
1	首席書記官研究会		首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9. 15(水) ～ 9. 16(木)	2日	未定	地・家・簡裁の首席書記官
2	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 第2回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9. 2(木) ～ 9. 3(金) 3. 11. 25(木) ～ 11. 26(金)	2日 2日	8 未定	高裁所在地の首席家裁調査官 首席家裁調査官
3	事務局長研究会		事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 2. 17(木) ～ 2. 18(金)	2日	未定	地・家裁の事務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同		支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 5. 18(火) ～ 5. 20(木)	3日	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 第2回	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 26(月) ～ 4. 28(水) 3. 9. 29(水) ～ 10. 1(金)	各3日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
6	管理者研究会		幹部職員として、その職務を遂行するためには必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 12(月) ～ 4. 16(金)	5日	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	テレビ会議	4. 1. 6(木)	1日	25	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層
ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
8	中間管理者研修 I	第1回	裁判所職員総合研修所	3. 9. 7(火) ～ 9. 10(金)	各4日	約100	昇任後おむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回		3. 10. 12(火) ～ 10. 15(金)		約30	
		第3回		4. 1. 11(火) ～ 1. 14(金)		約30	
		第4回		4. 2. 7(月) ～ 2. 10(木)		約30	
9	中間管理者研修 II	中間管理者として困難な職務を遂行するため必要な広い視野と高い職見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 12. 7(火) ～ 12. 9(木)	3日	未定	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
10	主任家庭裁判所調査官研修	第1回	裁判所職員総合研修所	3. 6. 23(水) ～ 6. 25(金)	各3日	未定	主任家裁調査官
		第2回		3. 6. 30(水) ～ 7. 2(金)			

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
11	研修指導研究会	第1回 高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 6. 2(水) ～ 6. 4(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回		3. 12. 14(火) ～ 12. 16(木)	3日	約50	
12	実務指導研究会	民事	裁判所職員総合研修所	3. 4. 27(火)	1日	約40	
		刑事		3. 4. 28(水)	1日	約40	書記官プラスシューアップ研修の指導者を養成する。
		家事		3. 4. 28(水)	1日	約35	
		少年		3. 4. 27(火)	1日	約25	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
13	家事実務研究会 ※司研合同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 11. 17(木) ～ 11. 19(金)	3日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
14	少年実務研究会 ※司研合同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 12. 20(月) ～ 12. 22(水)	3日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
15	民事実務研究会	第1回 民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 6. 9(水) ～ 6. 10(木)	2日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第2回	裁判所職員総合研修所	3. 12. 16(木) ～ 12. 17(金)	2日	約50	

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者	
16	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	3.11.10(水) ～11.11(木)	2日	未定	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官	
17	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	3.10.7(木) ～10.8(金)	2日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官	
18	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回 第2回 第3回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	3.10.19(火) ～10.22(金) 3.11.30(火) ～12.3(金) 4.1.18(火) ～1.20(木)	4日 4日 3日	約25 約25 約30	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
19	家庭裁判所調査官 応用研修	専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	3.7.5(月) ～7.9(金)	5日	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの	
20	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	3.6.30(水) ～7.1(木)	2日	約20	速記官(速記管理官及び速記副管理官を除く。)	
21	総括執行官研究会	総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	3.7.6(火) ～7.8(木)	3日	未定	総括執行官	

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
22	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	4. 3. 1(火) ～ 3. 3(木)	3日	未定	執行官
23	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 5. 25(火) ～ 5. 28(金)	4日	未定	令和2年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
24	係長等 (総務担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 6. 22(火) ～ 6. 24(木)	3日	約50	高・地・家裁 本庁の総務事務を担当する係長、専門職
25	係長等 (人事担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 7. 13(火) ～ 7. 15(木)	3日	約70	高・地・家裁 本庁の人事事務を担当する係長、専門職
26	係長等 (会計担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 11. 16(火) ～ 11. 19(金)	4日	約60	高・地・家裁 本庁の会計事務を担当する係長、専門職

ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
27	研修事務担当者 研修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 6. 15(火) ～ 6. 16(水)	2日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
28	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 6(火) ～ 4. 8(木)	3日	未定	令和2年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(5) その他
ア 情報化関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者	
29	情報セキュリティ研修		情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9.14(火) ～ 9.15(水)	2日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者(管理職以上の者)	
30	情報処理研修	第1回 第2回	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 5.19(水) ～ 5.20(木) 3. 5.26(水) ～ 5.27(木)	各2日	約60 約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行一職員(家裁調査官を除く。)	
31	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第4回 第5回	高裁刑事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促 高裁刑事 簡裁刑事事件部分 高裁刑事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)の円滑な導入に向けて中心的役割を果たす者を養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 4.20(火) ～ 4.21(水) 3. 4.21(水) ～ 4.22(木) 3. 6.15(火) ～ 6.16(水) 3. 6.16(水) ～ 6.17(木)	各2日	未定 未定 未定 未定	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)の導入事務を担当する職員

イ 採用試験事務関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
32	採用試験事務担当者研究会		採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 5.25(火)	1日	未定	採用試験事務を担当する管理職員等

ウ CA関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
33	C.A研修実務試験	前期修	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	裁判所職員総合研修所	3. 6.24(木) ～ 7.14(水)	15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
		実務修		実務研修実施庁	3. 7.16(金) ～ 8.20(金)	23日		
		後期修		裁判所職員総合研修所	3. 8.23(月) ～ 9.10(金)	15日		

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
34	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官

(2) 中間管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
35	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	3~5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
36	書記官 ブランクシューアップ 研 修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	7月から9月 までの間で実施機関が適宜決定	3~5日 ※	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者 (中間管理者以上の者を除く。)
37	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、 家裁調査官

※ 5日を原則とするが、実施機関がその実情に応じて3日まで短縮することも可とする。

イ 事務局事務系

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	1~3日	未定	新たに係長に任命された者
39	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

(4) 事務官層

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)※1
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日 ※2	約250	採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

※1 令和2年度の対象者で未研のものも含む。

※2 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

3 自庁研修

(1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
43	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定※1	2日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官※2

(2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
44	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
45	フレッシュユースミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高裁管内に勤務する職員

※1 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

※2 令和2年度の対象者で未研のものも含む。

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
48	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	3. 9 ～ 4. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	3. 4 ～ 4. 3	1年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	3. 7 ～ 4. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 4 ～ 6. 3	3年	4	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)		派遣先 関係機関 及び 研究員が所属する家庭裁判所	3. 7 ～ 4. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	矯正研修所 及び 研究員が所属する家庭裁判所	4. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び 研究員が所属する家庭裁判所	3. 9 ～11	2月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委託庁	名 称	人員
52	人事院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

第2 養成

1 裁判所登記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一部	第18期	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 第1期研修 7. 19(月)～ 実務修習 9. 27(月)～ 第2期研修 4. 3. 25(金) 修了	1年	227	第一部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの
62	第二部	第17期 (2年生)	2. 4. 6(月) 入所 4. 6(月)～ 裁判事務修習 10. 16(金)～ 第1期研修 3. 4. 1(木)～ 第2期研修 7. 19(月)～ 実務修習 9. 27(月)～ 第3期研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	78	
		第18期 (1年生)	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 裁判事務修習 10. 15(金)～ 第1期研修 4. 4. 1(金)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	98	第二部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第17期	2. 4. 1(水) 入所 4. 1(水)～ 実務修習(予修期) 5. 7(木)～ 前期合同研修 8. 3(月)～ 実務修習 3. 9. 16(木)～ 後期合同研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	48	令和2年度採用の家 裁調査官補で、最高 裁が指名したもの
64	第18期	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 実務修習(予修期) (4. 6～8を除く。) 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 前期合同研修 7. 19(月)～ 実務修習 4. 9. 中旬～ 後期合同研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	54	令和3年度採用の家 裁調査官補で、最高 裁が指名したもの

【機密性2】

令和3年度研修実施計画一覧表(令和2年度との比較表)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、△は自庁研修を表す。

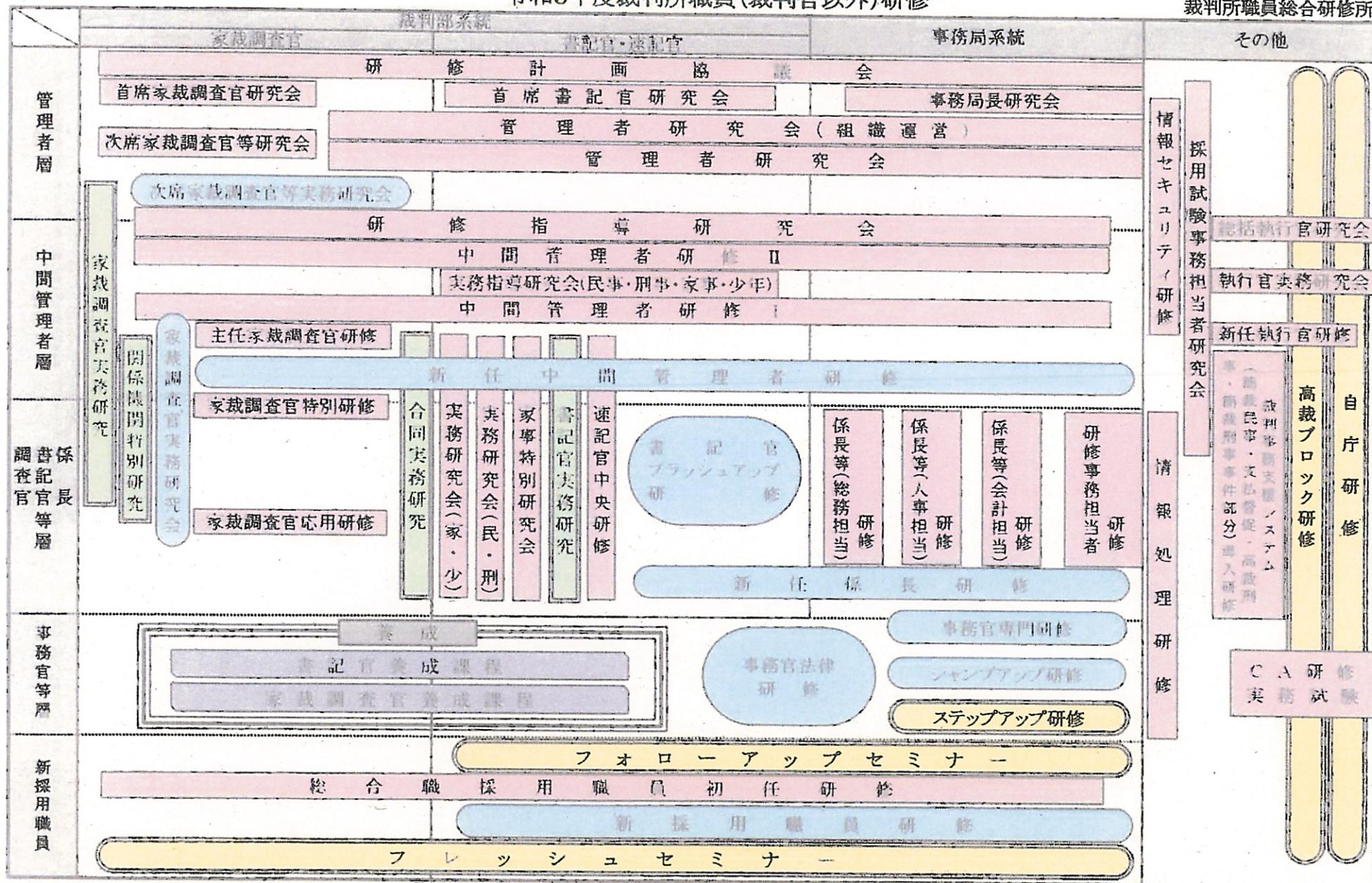
番号	研修名等	令和3年度			令和2年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会	3.9.15(木)～9.16(木)	2	未定	2.9.16(水)～9.17(木)	2	中止	
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 3.9.2(木)～9.3(金) 第2回 3.11.25(木)～11.26(金)	2 2	8 未定	2.9.25(金) 2.11.17(火)～11.18(水)	1 2	8 中止	日程変更・短縮
3	◎事務局長研究会	4.2.17(木)～2.18(金)	2	未定	3.2.18(木)～2.19(金)	2	中止	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	3.3.18(火)～5.20(木)	3	未定	2.5.19(火)～5.21(木)	3	中止	
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 3.4.26(月)～4.28(水) 第2回 3.9.29(木)～10.1(金)	3 3	未定	2.9.23(水)～9.25(金)	3	中止	
6	◎管理者研究会	3.4.12(月)～4.16(金)	5	未定	2.8.25(火)～8.27(木) 2.12.15(火)～12.17(木)	3 3	80 70	日程変更・短縮 2回に分割して実施
7	◎研修計画協議会	3.1.6(木)	1	25	3.1.7(木)	1	30	日程短縮 1会議
8	◎中間管理者研修I	第1回 3.9.7(火)～9.10(金) 第2回 3.10.12(火)～10.15(金) 第3回 4.1.11(火)～1.14(金) 第4回 4.2.7(火)～2.10(金)	4 4 4 4	約100 約30 約30 約30	2.10.13(火)～10.16(金) 3.1.12(火)～1.15(金) 3.2.2(火)～2.5(金)	4 4 4	中止 中止 中止	
9	◎中間管理者研修II	第1回 3.12.7(火)～12.9(木) 第2回	3 3	未定	2.10.27(火)～10.29(木) 2.12.8(火)～12.10(木)	3 3	中止 中止	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	第1回 3.6.23(水)～6.25(金) 第2回 3.6.30(水)～7.2(金)	3 3	未定 未定	2.6.23(火)～6.26(金)	4	中止	
11	◎研修指導研究会	第1回 3.6.2(水)～6.4(金) 第2回 3.12.14(火)～12.16(木)	3 3	約40 約50	2.6.3(水)～6.5(金) 2.12.15(火)～12.17(木)	3 3	中止 中止	
12	◎実務指導研究会	民事 3.4.27(火) 刑事 3.4.28(水) 家事 3.4.28(水) 少年 3.4.27(火)	1 1 1 1	約40 約40 約35 約25	2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.14(木)～5.15(金) 2.5.14(木)～5.15(金)	2 2 2 2	中止 中止 中止 中止	
13	◎家事実務研究会(※)	3.11.17(水)～11.19(金)	3	約100	2.11.5(木)	1	100	令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮、TV会議
14	◎少年実務研究会(※)	3.12.20(月)～12.22(水)	3	約100	3.3.2(火), 4(木), 9(火), 15(月)	各1	50	日程変更・短縮 高裁単位に分割してTV会議等で実施 家裁調査官部分のみ実施
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 3.6.9(水)～6.10(木) 第2回 3.12.16(木)～12.17(金)	各2	約50 約50	2.6.10(水)～6.11(木) 3.1.21(木)～1.22(金)	各2	中止 中止	
16	◎刑事実務研究会(※)	3.11.10(水)～11.11(木)	2	未定	2.11.18(水)～11.19(木)	2	中止	
17	◎家事特別研究会(※)	3.10.7(木)～10.8(金)	2	約50	2.10.8(木)	1	50	令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮、TV会議
18	◎家庭裁判所調査官応用研修	第1回 3.10.19(火)～10.22(金) 第2回 3.11.30(火)～12.3(金) 第3回 4.1.18(火)～1.20(木)	4 4 3	約25 約25 約30	2.10.20(火)～10.23(金) 2.12.2(水)～12.4(金) 3.1.27(水)～1.29(金)	4 3 3	中止 中止 中止	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修	3.7.5(月)～7.9(金)	5	未定	3.3.8(月)～3.12(金)	5	中止	
20	◎速記官中央研修	3.6.30(水)～7.1(木)	2	約20	2.7.1(水)～7.2(木)	2	中止	
21	◎総括執行官研究会	3.7.6(火)～7.8(木)	3	未定	2.7.7(火)～7.9(木)	3	中止	隔年で実施
22	◎執行官実務研究会	4.3.1(火)～3.3(木)	3	未定	3.2.3(水)～2.4(木)	2	中止	
23	◎新任執行官研修	3.5.25(火)～5.28(金)	4	未定	2.9.16(水)～9.18(金)	3 14	日程変更・短縮	
24	◎係長等(総務担当)研修	3.6.22(火)～6.24(木)	3	約50	2.10.6(火)～10.8(木)	3	中止	
25	◎係長等(人事担当)研修	3.7.13(火)～7.15(木)	3	約70	2.10.20(水)～10.22(金)	3	中止	
26	◎係長等(会計担当)研修	3.11.16(火)～11.19(金)	4	約60	2.11.10(火)～11.13(金)	4	中止	
27	◎研修事務担当者研修	3.6.15(火)～6.16(水)	2	約40	2.6.16(火)～6.18(木)	3	中止	

年次	令和3年度				令和2年度				備考
	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
28	◎総合職採用職員初任研修		3.4.5(火)～4.8(木)	3	未定	2.11.13(金)～11.18(木) 11.20(金), 11.27(金), 12.2(水)	各1	63	日程変更・短縮 各高裁で分散実施
29	◎情報セキュリティ研修		3.9.14(火)～9.15(水)	2	約60	2.9.29(火)～9.30(水)	2	中止	
30	◎情報処理研修	第1回	3.5.19(水)～5.20(木)	2	約60	2.6.19(火)～6.21(木)	3	中止	
		第2回	3.5.26(水)～5.27(木)	2	約60	2.6.26(火)～6.28(木)	3	中止	
31	◎裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第4回	3.4.20(火)～4.21(水)	2	未定	2.6.12(火)～6.13(水)	2	中止	
		第5回	3.4.21(水)～4.22(木)	2	未定	2.6.13(水)～6.14(木)	2	中止	
		第6回	3.6.15(火)～6.16(水)	2	未定	2.6.9(火)～6.10(木)	2	中止	
		第7回	3.6.16(水)～6.17(木)	2	未定	2.6.10(木)～6.11(木)	2	中止	
						2.9.1(火)～9.2(木)	2	中止	
	◎採用試験事務担当者研究会		3.5.25(火)	1	未定	2.6.29(金)	1	中止	
33	◎CA研修実務試験	前期研修	3.6.24(木)～7.14(水)	15		2.8.12(水)～9.1(火)	15		
		実務研修	3.7.16(金)～8.20(金)	23	未定	2.9.3(木)～9.30(水)	18	59	日程変更・短縮
		後期研修	3.8.23(月)～9.10(金)	15		2.10.2(金)～10.15(木)	10		
34	◎次席家庭裁判所調査官等実務研究会		実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	24	5高裁で中止
35	◎新任中間管理者研修		実施機関が適宜決定	3～5	未定	実施機関が適宜決定	3～5	360	
36	◎登記官ブランクアップ研修		7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	中止	
37	◎家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	33	64,44で中止 7月～9月、日程短縮、人員縮小
38	◎新任係長研修		実施機関が適宜決定	1～3	未定	実施機関が適宜決定	1～3	298	
39	◎事務官専門研修		実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	中止	
40	◎ジャンプアップ研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	中止	
41	◎事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		279	
		面接研修	実施機関が適宜決定	9～11	約250	実施機関が適宜決定	9～11	96	4高裁で中止
42	◎新採用職員研修		実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～5	500	
43	◎ステップアップ研修		2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	中止	
44	◎フォローアップセミナー		①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	
45	◎フレッシュセミナー		採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
46	◎高裁ブロック研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	◎自序研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
48	合同実務研究		3.9～4.3	7月	未定	2.9～3.3	7月	8	
49	登記官実務研究		3.4～4.3	1年	2	2.4～3.3	1年	2	
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究) 同上 (指定研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	2		人員欄は、研究の本数を記載
		3.4～6.3	3年	4	2.5～3.3	11月	6		
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究) 同上 (心身の鑑別についての研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	8		期間短縮
		4.2～5	1月	3	3.2～3	1月	中止		
		3.9～11	2月	3	2.9～11	2月	中止		
61	登記官養成課程第一部	第18期	3.4.1(木)～4.3.25(金)	1年	227	2.4.6(月)～3.3.25(木)	1年	229	令和2年度欄は第17期生 修了日変更
62	登記官養成課程第二部	第17期 (2年生)	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	69	令和2年度欄は第16期生 修了日変更
		第18期 (1年生)	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	98	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	令和2年度欄は第17期生
63	家裁調査官養成課程第17期		2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	48	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	44	令和2年度欄は第16期生 修了日変更
64	家裁調査官養成課程第18期		3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	54	2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	48	令和2年度欄は第17期生

※)付し、このについては、カリキュラムについて司研と合同する旨と、計上
備考欄には、令和2年度について当初計画から変更等があった内容などを記載

【機密性2】

令和3年度裁判所職員(裁判官以外)研修



(注) ■は中央研修、□は高裁委嘱研修、□は自庁研修、□は研究、□は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。
※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。